

焼津市次世代育成支援行動計画（後期）

（案）

焼 津 市

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	3

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1	人口・世帯状況の推移	5
2	子どもたちの状況	7

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	11
2	やいづっ子が育つために	12
3	施策の体系	13
4	後期行動計画における施策の重点化	14

第4章 施策の推進方向

1	地域における子育ての支援	15
2	母性・父性と子どもの健康の確保及び増進	34
3	子どもの心身が健やかに成長するための教育環境の整備	45
4	子育てを支援する生活環境の整備	55
5	仕事と子育ての両立	67
6	子どもの安全の確保	76
7	特別な援助が必要な家庭の支援	82
	ライフステージに合わせた施策展開	89

第5章 計画の推進にあたって

1	計画の周知	96
2	計画の着実な推進	96
3	数値目標	99

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国の合計特殊出生率(一人の女性が生涯に産む子どもの数)をみると、丙午(ひのえうま)の昭和 41 年を下回った平成元年の「1.57 ショック」以後も低下を続け、平成 15 年には過去最低の 1.29 となり、少子化が一層進行しています。

こうした少子化の背景として、女性の社会進出や若い世代の価値観の多様化などによる晩婚化や未婚化に加えて、子どもを産み育てる環境の変化、子育てにかかる保護者の精神的・身体的負担や経済的負担、雇用不安などによる夫婦の出生力そのものの低下が指摘されています。

このような状況を改善するため、国において平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方自治体及び常時雇用する労働者の数が 300 人を超える企業に次世代育成支援に関する行動計画の策定が義務付けられ、今後 10 年間の集中的・計画的な取り組みが推進されていくことになりました。

その後も国は少子化対策として、平成 19 年に、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとししました。

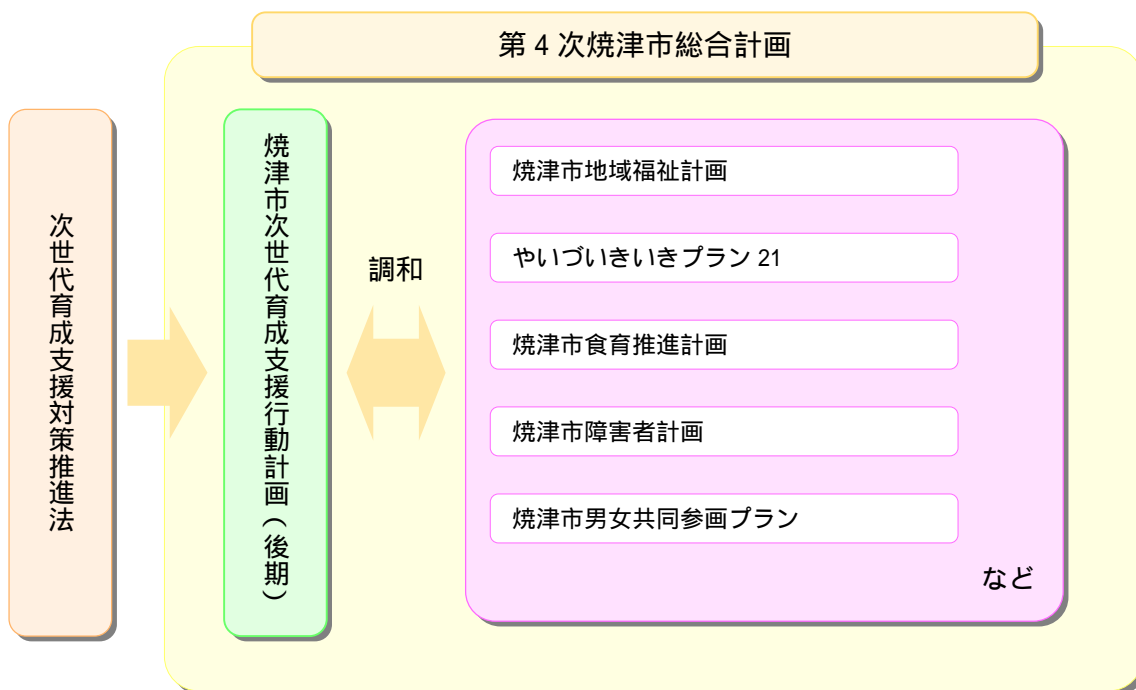
平成 20 年には、「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことをめざす「新待機児童ゼロ作戦」を展開し、現在働いていない幼い子どものいる母親の就労希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充に向けた取り組みを示しました。

本市においても、平成 9 年 3 月に「すこやか Land21(焼津市児童育成計画)」、平成 17 年 3 月に「焼津市次世代育成支援行動計画」(以下、前期行動計画という。)を策定し、子育て支援施策を展開してきましたが、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化し続けています。

そのため、社会情勢の変化に対応し、子どもが生まれ、社会の一員として成長する過程を総合的に支援するとともに、市民、地域、行政が連携し、地域社会全体で次世代の育成に取り組んでいくための指針として、前期計画の目標達成年度(平成 21 年度)到達にあたり、これまで取り組んできた前期行動計画の見直しを行い、「焼津市次世代育成支援行動計画(後期)」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、また、第4次焼津市総合計画の基本的な理念を受け、「焼津市地域福祉計画」、「やいづいきいきプラン21（保健計画）」、「焼津市食育推進計画」、「焼津市障害者計画」、「ほほえみプラン21（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」、「焼津市男女共同参画プラン」などを踏まえ、子どもが生まれ育っていくライフステージに関する多様な分野と連携し整合を図りながら、今後の焼津市の少子化対策・子育て支援に関する取り組みを推進する総合的な指針となるものです。



3 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成 17 年度から 10 年間の集中的・計画的な取り組みを促進するために制定されました。

この計画は、平成 17 年度から平成 21 年度までを前期、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を後期とする、2 期 10 年間の計画期間のうち、後期計画にあたるものです。

H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
前期計画									
				見直し	後期計画				

4 計画の策定体制

(1) 市民アンケート調査の実施

本計画の策定に必要な現状分析、ニーズ調査に基づく目標事業量の設定のための基礎資料を得るため、市民アンケート調査を実施しました。

調査対象

就学前児童（0～5 歳）の保護者から 2,000 人、小学生（1～3 年）の保護者から 2,000 人、合計 4,000 人を無作為に抽出し実施しました。

調査期間・方法

平成 21 年 2 月 19 日に発送し、平成 21 年 3 月 2 日を回収期限とし、郵便による配布・回収で行いました。

回収状況

調査対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童	2,000 件	1,060 件	53.0%
就学児童	2,000 件	1,056 件	52.8%
合計	4,000 件	2,116 件	52.9%

(2) 「焼津市次世代育成支援行動計画推進地域協議会」の設置

アンケート調査では把握できない市民や地域の実態をより詳細に把握するため、地域の関係団体、関係機関等の関係者、学識経験者等で構成する「焼津市次世代育成支援行動計画推進地域協議会」を設置し、現在抱えている課題や問題点・要望等について意見交換を行いました。

(3) 「焼津市次世代育成支援行動計画（後期計画）庁内策定委員会」及び「庁内策定委員会ワーキンググループ」の設置

次世代育成支援対策の総合的、効果的な推進を図るため、「焼津市次世代育成支援行動計画（後期計画）庁内策定委員会」と、その指揮を受け、より実務的な調査、検討を行う「庁内策定委員会ワーキンググループ」を設置し、全庁的な取り組みにより、計画の策定を総合的かつ効果的に行うよう、検討を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

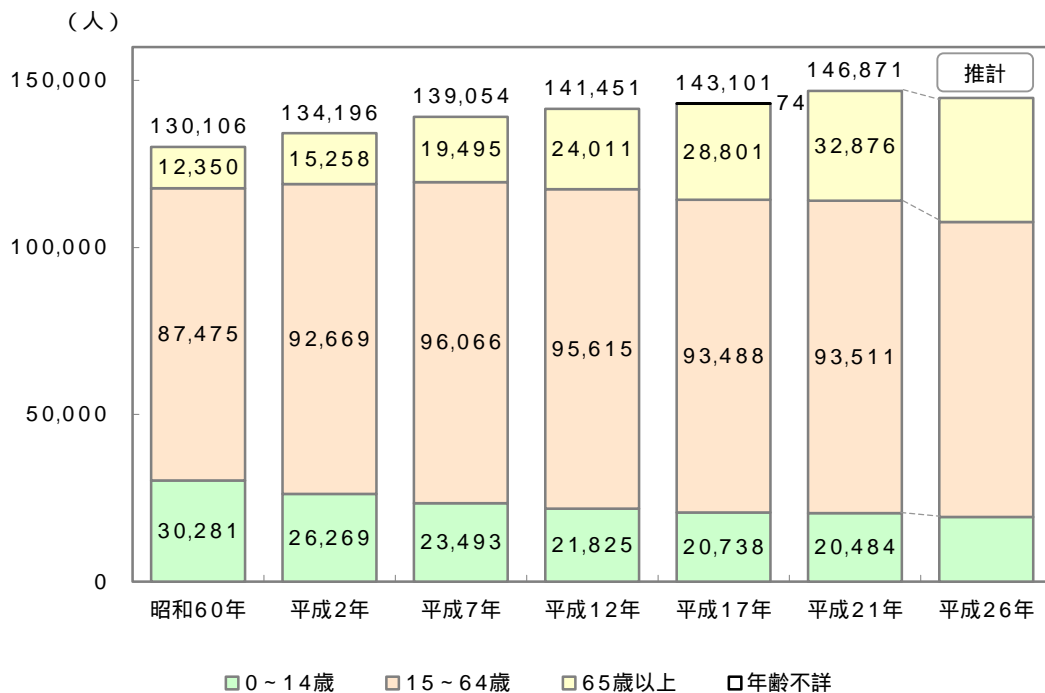
1 人口・世帯状況の推移

(1) 人口の推移・推計

全国的に人口が減少しているなか、本市の総人口は年々増加しており、平成21年で146,871人となっています。

年齢3区分別人口で見ると、0～14歳人口、15～64歳人口については減少傾向、一方、65歳以上人口は年々増加し、高齢化率は22.4%と超高齢社会をむかえています。

また、今後は、0～14歳人口、15～64歳人口の減少や、65歳以上人口の増加により一層進みつつ、総人口の減少が予測されます。

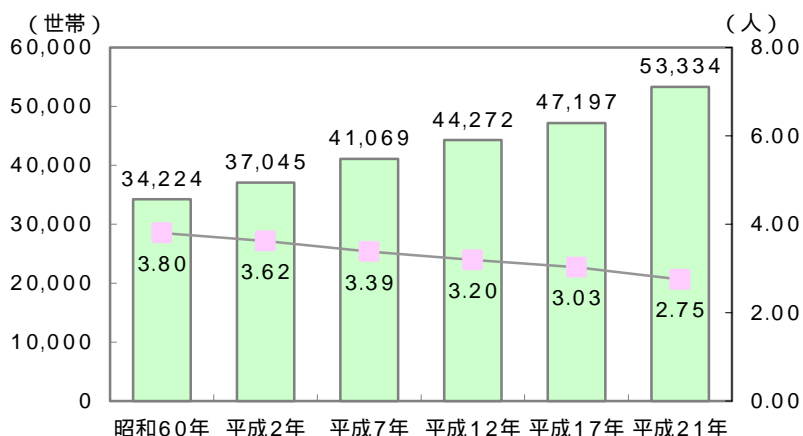


資料：平成17年までは国勢調査、平成21年は住民基本台帳（9月30日現在）及び外国人登録原票（10月1日現在）

(2) 世帯の状況

本市の世帯数は、年々増加しており、平成21年で53,334世帯となっていますが、核家族世帯の増加等により、1世帯あたりの平均人員は年々減少し、平成21年で2.75人となっています。

また、子どもがいる世帯の状況については、全世帯のうち子どもがいる世帯の占める割合をみると、減少傾向となっており、平成17年で56.8%となっています。



資料：平成17年までは国勢調査、平成21年は住民基本台帳（9月30日現在）及び外国人登録原票（10月1日現在）

単位：世帯

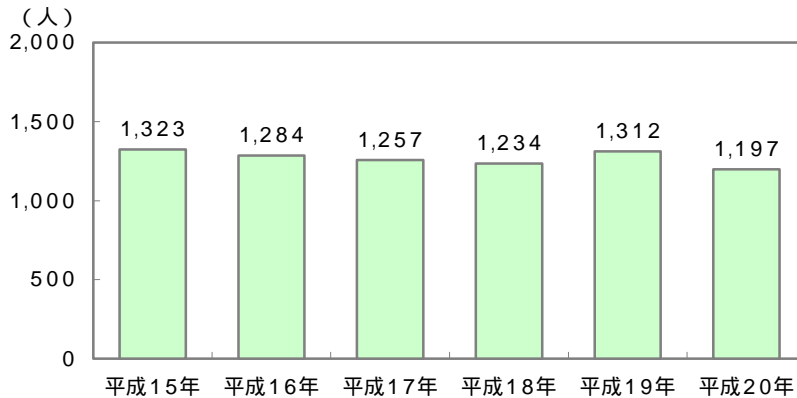
項目		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
核家族世帯	夫婦のみ	3,168	4,300	5,907	7,458	8,630
	夫婦と子ども	15,538	15,512	15,358	15,302	15,151
	男親と子ども	335	422	481	557	698
	女親と子ども	1,912	2,197	2,580	2,975	3,413
	核家族世帯小計	20,953	22,431	24,326	26,292	27,892
その他の親族世帯	夫婦、子どもと両親	3,076	3,276	3,384	3,088	2,714
	夫婦、子どもとひとり親	3,632	3,687	3,636	3,444	3,289
	夫婦、子ども、親と他の親族	1,442	1,276	1,118	1,030	881
	夫婦と子どもと他の親族	396	401	409	560	650
	その他	1,620	1,812	2,151	2,354	2,789
その他の親族世帯小計	10,166	10,452	10,698	10,476	10,323	
上記以外（単身世帯など）		3,105	4,162	6,045	7,504	8,982
総数		34,224	37,045	41,069	44,272	47,197
うち子どものいる世帯		26,331	26,771	26,966	26,956	26,796
（子どものいる世帯の割合）		76.9	72.3	65.7	60.9	56.8

資料：国勢調査

2 子どもたちの状況

(1) 出生の動向

本市の出生数の推移は、年によってばらつきがあります。1,200 から 1,300 人代で推移していましたが、平成 20 年は近年では最も少なく、1,197 人となっています。

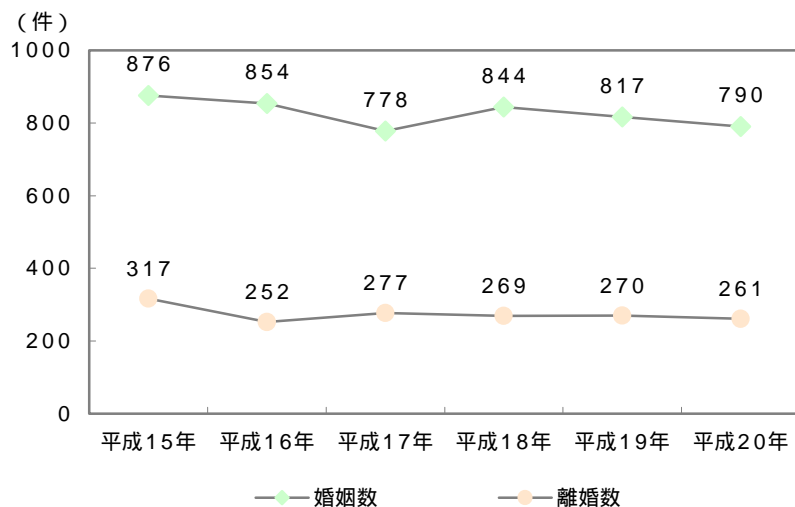


資料：人口動態（静岡県）

(2) 婚姻の動向

婚姻・離婚件数の推移

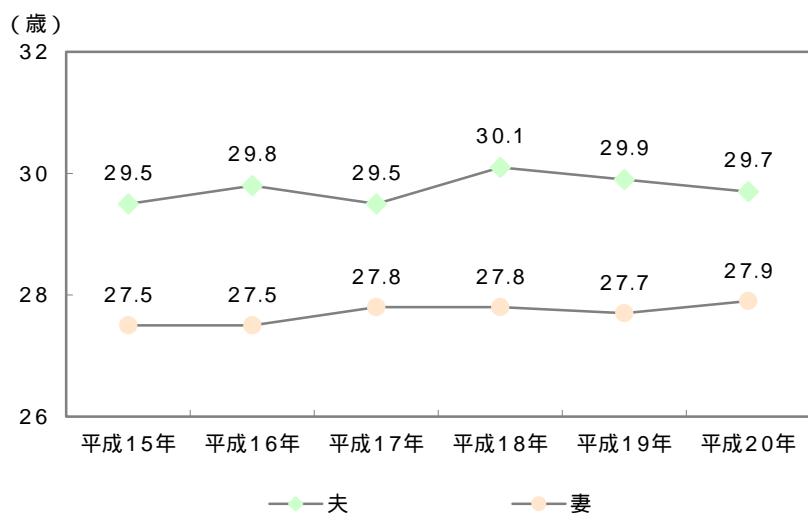
本市の婚姻数の推移は、年によってばらつきはありますが、800 から 700 件代で推移していますが、平成 18 年以降、減少傾向となっています。また、離婚件数は平成 15 年を除き、260 件前後で推移しており、平成 20 年では 261 件となっています。



資料：庁内資料

平均初婚年齢

本市の夫における平均初婚年齢は、年によってばらつきはありますが、平成18年をのぞき、29歳代で推移し、平成20年は29.7歳となっています。また、妻における平均初婚年齢は、上昇傾向にあり、平成20年では27.9歳となっています。



資料：庁内資料

(3) 子どもの人数の推移

就学前児童・就学児童数の推移

本市の子どもの人数は減少傾向にあります。就学前児童数は減少傾向にあり、平成21年で7,796人となっています。また、就学児童数は横ばいとなっており、平成21年で8,459人となっています。

単位：人

項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
0歳児	1,269	1,231	1,277	1,321	1,189
1歳児	1,382	1,303	1,219	1,317	1,347
2歳児	1,398	1,394	1,325	1,226	1,324
3歳児	1,367	1,387	1,395	1,332	1,204
4歳児	1,361	1,371	1,392	1,400	1,345
5歳児	1,453	1,372	1,371	1,406	1,387
小計	8,230	8,058	7,979	8,002	7,796
6歳	1,425	1,447	1,397	1,389	1,399
7歳	1,361	1,432	1,435	1,406	1,407
8歳	1,467	1,372	1,430	1,443	1,388
9歳	1,331	1,458	1,370	1,440	1,454
10歳	1,501	1,337	1,460	1,381	1,435
11歳	1,384	1,496	1,325	1,468	1,376
小計	8,469	8,542	8,417	8,527	8,459
合計	16,699	16,600	16,396	16,529	16,255

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

幼稚園入園児童状況・保育所入所児童の状況

幼稚園・保育園に入園・入所している幼児のうち約 6 割が幼稚園利用者となっています。しかし、私立保育園については、定員を上回る入所者がいます。

単位：人

区分	市立幼稚園 (8園)	私立幼稚園 (13園)	幼稚園 小計	認可保育所		認可外保育所 (10所)	保育所 小計	合計
				市立 (4所)	私立 (9所)			
0歳児			0	24	73	3	100	100
1歳児			0	76	146	51	273	273
2歳児		7	7	90	164	58	312	319
3歳児	90	653	743	104	189	49	342	1,085
4歳児	206	750	956	125	189	29	343	1,299
5歳児	208	776	984	133	213	32	378	1,362
計	504	2,186	2,690	552	974	222	1,748	4,438
定員 (参考)	1,080	2,880	3,960	590	870			

資料：庁内資料（平成 21 年 10 月 1 日現在、私立幼稚園は平成 21 年 5 月 1 日現在）

学区別児童数

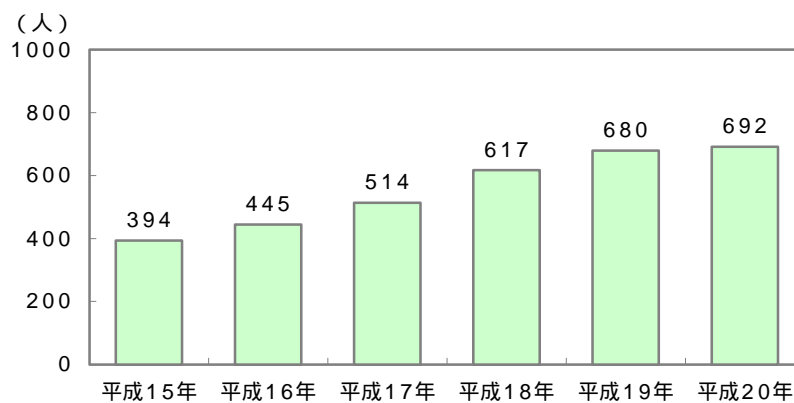
学区別児童数の推移については、学区全体では平成 15 年に比べ平成 20 年では減少していますが、増加している学区がある一方、減少しつづけている学区もあり、学区によって格差が大きくなっています。

学区	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
焼津東小	427	420	438	438	419	426
焼津西小	763	745	741	775	769	812
焼津南小	526	507	459	445	429	418
豊田小	1,020	1,041	1,066	1,107	1,096	1,162
小川小	855	857	864	866	834	858
東益津小	586	563	561	567	577	580
大富小	883	866	846	872	856	869
和田小	519	492	465	462	462	441
港小	881	876	885	892	844	831
黒石小	497	497	546	570	587	590
大井川東小	455	434	436	416	406	421
大井川西小	428	392	386	389	378	382
大井川南小	657	607	582	564	561	543
計	8,497	8,297	8,275	8,363	8,218	8,333

資料：庁内資料（各年 5 月 1 日現在）

放課後児童クラブの児童数の推移

放課後児童クラブの児童数の推移については、児童数は減少しているものの、利用者は年々増加し、平成20年では692人となっています。



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

保護者が子育てに対し責任を持つという基本的認識のもと、子どもを育てる保護者が子育てに対する喜びを実感することができ、これから子どもを産み育てる次代の親が子育ての意義について理解を深める必要があります。

家庭、学校、企業、行政など地域社会の構成員が、常に子どもの幸せを考え、子どもの権利が尊重される社会、子どもたちが心豊かに成長し、明るい笑顔が絶えない社会の実現を目指します。

育てよう！
明るい笑顔のやいづっ子



2 やいづっ子が育つために

子どもは・・・

さまざまな人とのふれあいを通じて、社会的なルールや善悪の判断などの社会性を身につけていくことが大切です。

また、一人ひとりが輝く存在として自分を感じられ、同じように家族や地域、自然、伝統、動植物を愛することができる、次代を担うにふさわしい大人に成長していくことが望まれます。

家族は・・・

子どもを持つ親として子育てに責任と喜びを感じられることが大切です。

また、家庭は子どもの人格形成に非常に大きな影響を与える場であることを認識し、家族の一人ひとりが子どもの手本として、良好な人間関係や高い道徳観を持つことが望まれます。

さらに、家族全員が子育てを自分の役割と意識して積極的に子どもに関わることで、子育てが母親に偏重して子どもの母親への依存が過大になったり、父親の存在が希薄になったりすることのない家族関係が必要です。

家族が皆、尊重しあい、助け合い、ゆとりを持って生活することにより、家族の絆を強め、子どもが「家族っていいな」という思いを抱かせる家庭づくりを目指します。

地域は・・・

「子どもは社会の宝」という認識に立って地域全体で子育てを支える意識が大切です。

そのためには、都市化・核家族化により人間関係が希薄になっていく大人社会の悪しき傾向を子どもたちに安易に伝えるのではなく、声掛けなど地域での見守りが求められています。

また、子育て中の保護者が不安や心配事を気軽に相談でき、楽しく子育てできるよう常日頃から地域の人が交流し、地域・企業・行政等が連携して子育てしやすい環境を整え、地域の子育て力を高めることが必要です。

3 施策の体系

基本理念	施策の項目	施策の方向性
育てよう！ 明るい笑顔のやいづっ子	1 地域における子育ての支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における子育てサービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 相談窓口の充実 (4) 子育て支援のネットワークづくり (5) 子どもの健全育成 (6) 世代間交流の充実 (7) 子育て家庭の経済的負担の軽減
	2 母性・父性と子どもの健康の確保及び増進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもや母親、父親の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実 (5) 不妊治療対策の充実
	3 子どもの心身が健やかに成長するための教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 次代の親の育成 (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	4 子育てを支援する生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 良質な住宅の充実 (2) 良好な居住環境の確保 (3) 安全な道路交通環境の整備 (4) 安心して外出できる環境の整備 (5) 魅力ある遊び場の確保
	5 仕事と子育ての両立	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育てしやすい就労環境の促進 (2) 仕事と子育ての両立の推進 (3) 再就職支援の充実 (4) 男女共同参画の推進
	6 子どもの安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (2) 子どもを災害や犯罪等の被害から守るための活動の推進
	7 特別な援助が必要な家庭の支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭や特別な援助が必要な家庭の自立支援の推進

4 後期行動計画における施策の重点化

(1) 利用者の視点に立ったサービスの提供

本市では、子育て関連事業を様々な部署で実施していますが、必ずしも全ての情報が子育て家庭に届いているとはいえない状況となっています。そのため、子育て家庭の視点に立ち、子育てに関する様々な情報や事業を集約し、子育て家庭が子育てに関する情報を入手しやすい環境づくりに努めます。

- ・ 情報提供の一元化
- ・ 子育て支援サービス窓口の一元化

(2) 保育サービスの充実

国は、平成20年に「新待機児童ゼロ作戦」を展開し、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにするための取り組みを推進しています。

本市においても、子育て家庭の就労形態の多様化により、延長保育や一時預かり、病後児保育などの保育ニーズが増大しており、保育所等の待機児童解消をはじめとする様々な保育環境の質の向上、量の充実に努めます。

- ・ 保育サービスの充実

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み

働き方やライフスタイルが多様化する中、依然として男女の固定的な役割分担意識が残っており、仕事と子育てなどの両立が難しい状況となっています。

そのような中、平成19年12月、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の合意により、「仕事と生活の調和憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け官民一体となって取り組み始めています。

本市においても、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、それらの取り組みを支援するとともに、労働者、市民、事業所等への啓発活動の充実に努めます。

- ・ 労働者、市民、事業所等へのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発

第4章 施策の推進方向

1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育てサービスの充実

[現状と課題]

近年、家庭や地域を取り巻く社会状況の様々な変化とともに、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、これまでの地域の中での「つながり」が希薄になっています。これは、子育ての不安感や負担感を増長させている要因ともなっています。地域における子育て家庭の孤立化による子育てに対する負担感の増大、特に子育てをしている専業主婦などの育児不安が指摘されており、共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められています。

本市では、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする環境を整えるため、ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援センター事業などを中心に様々な取り組みを進めてきました。

ファミリー・サポート・センター事業の依頼会員は平成17年度に比べ、2.6倍、提供会員は2.0倍と増加しています。アンケート調査では、ファミリー・サポート・センター事業を利用している人は4.2%となっています。地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする環境を整えるため、ファミリー・サポート・センター事業の認知度を高めるとともに、提供会員・依頼会員それぞれの登録数を増加させ、制度の普及・啓発につなげていくことが必要です。

また、核家族化等が進行する中で、子育て家庭が地域で孤立しないよう、子育て中の保護者同士が情報を交換したり、仲間づくりができる機会を充実するため、地域子育て支援センター事業の利用を促進する必要があります。

さらに、少子化の影響を受け、児童数は減少傾向ではあるものの、就労形態の変化等により、放課後児童クラブの利用者は年々増加しており、利用者のニーズを的確に把握したサービス提供に努めるとともに、保護者との信頼関係を構築するため、指導員の更なるレベルアップや資質向上が求められます。

[施策の方向性]

子育てしているすべての保護者を支援するため、保育園などを核とした地域子育て支援センター事業の充実を図り、子育てサークルへの支援や幼稚園・保育園の園庭開放など、子育て中の保護者同士が情報交換をしたり、仲間づくりができる機会と場を提供します。

また、子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が、地域で互いに支えあい、子育てしやすい環境を整えるために、ファミリー・サポート・センター等の機能の充実やボランティア等による支援の促進を図るとともに、放課後、家庭に保護者のいない児童が安全にのびのび過ごせるよう、指導員等の資質を高めるなど、放課後児童クラブの充実に努めます。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成26年度 方向性	担当課
つどいの広場事業	専任職員を配置し、子育てに関する相談業務や親子の交流、子育て関連情報紙の発行、子育て支援に関する講習を行う。	継続	児童課
子育てグループ	就園前の子どもと保護者を対象に、子育てについての学習やお互いの交流を図るため、子育てグループの活動を支援する。	各公民館に1つ以上の子育てグループを設置	社会教育課
ファミリー・サポート・センター事業	子どもをみてほしい人と子どもの世話ができる人が登録し、相互援助の形で、急な残業などにより、保護者が保育所の送迎に行けないときなどに保護者に代わり送迎する等の子育てを支援する。	会員数の増加	児童課
子育てサポートルーム運営事業	子育て家庭の親子が自由に利用できる子育て支援施設としての場所の提供と子育て支援に関する情報提供を行うとともに、育児相談も行う。	継続	児童課
地域子育て支援センター	子育て親子の交流の場を提供するとともに、育児相談を行ったり、園庭や専用スペースにおいて、各種催し物や講座などを実施して、地域の子育て家庭を支援する。	直営1施設 委託5施設 延べ利用者数 80,000人 延べ相談件数 2,500件	児童課

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
保育ママ事業	保育士等の資格をもつ者を「保育ママ」として認定し、「保育ママ」の自宅で児童を保育することを委託する。	保育ママ 登録者 2 人 保育ママ 利用児童数 6 人	児童課
放課後児童クラブ	昼間保護者のいない家庭の、主に小学校低学年児童を対象に、放課後、生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成を図る。	18 クラブ 児童数 750 人	児童課
放課後児童クラブ指導員の研修等の支援	放課後児童クラブ指導員の資質の向上を図るため、市内学童保育指導員会が実施している研修会等の支援をする。	市主催の研修 を年 2 回実施	児童課
保育所園庭開放	家庭で子育てしている親と子のために保育所の園庭を開放する。	継続	児童課
幼稚園園庭開放	未就園児親子に幼稚園を体験してもらい、就園前に親同士・子ども同士のふれあいの場を提供する。	継続	市立幼稚園
公開保育	幼稚園における保育を小中学校の教員が参観し、子どもたちの健全な学習環境の研究を行う。	継続	市立幼稚園
私立幼稚園教職員研修等補助事業	私立幼稚園協会主催の教員研修に要する費用や親子と教員のふれあいを目的としたチャイルド・チャレンジ大会に要する費用を補助する。	平成 22 年度まで継続	教育総務課
ふれあいホール(親子ふれあい広場)の活用	未就学児と保護者が自由に利用・交流できる場として、ふれあいホール内に設置した親子ふれあい広場の活用を推進する。	継続	社会教育課
親子ふれあいホール設置	公民館の建て替えに合わせ、親子が自由に利用・交流することのできる場を設置する。	拡充	社会教育課

(2) 保育サービスの充実

[現状と課題]

女性の就労率の上昇や育児休業制度の充実などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。

また、土曜日、日曜日の勤務、パートタイム労働等、勤務形態も多様化しており、現在就労していない母親でも潜在的な就労意向を持つ人が多くなっています。

本市では、平成16年度に1,070人であった保育所の入所定員を、平成19年度には1,160人に増員し、さらに合併に伴う保育所の統合拡大により、現在、入所定員は1,460人となっています。

しかし、保育サービスに対するニーズは拡大傾向にあり、依然として、保育所の待機児童の解消には至っていません。

子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の意向を踏まえ、保育サービスの計画的な拡充を図り、サービスの提供体制を整備することが求められています。

また、通常保育以外にも市内の認可保育所13園のうち、10園で一時預かり事業を実施したり、2園で病後児保育を実施するなど、利用者のニーズに応えられる保育サービスの充実に取り組んできました。

引き続き、保護者、特に女性の社会進出を支援し、共働き家庭等の育児負担を軽減するため、様々な保育ニーズに柔軟に対応していく必要があります。

[施策の方向性]

引き続き、保育所の入所希望に応え、待機児童を解消するため、保育所の施設整備に合わせ、定員増を図っていきます。

また、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、一時預かり、病後児保育などを実施していくとともに、新たな保育ニーズの把握に努めていきます。

さらに、公立幼稚園における預かり保育など、幼稚園と保育所の垣根を越えて柔軟に保育サービスのあり方を検討します。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
通常保育事業	保護者の就労等のため保育に欠ける 0 歳から就学前の子どもを保育所において保育する。	公私立保育所 全 13 園 入所定員 1,560 人 月平均入所児童数 1,600 人	児童課
延長保育事業	11 時間の通常保育の前後において、30 分または 1 時間延長して保育を行う。	公私立保育所 全 13 園 1 日当たり利用児童数 167 人	児童課
一時預かり事業	急病、短期間勤務、育児疲れ解消等のために一時的に保育を行う。	公私立保育所 全 13 園 1 日当たり利用児童数 18 人	児童課
保育所地域活動事業	保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用するため、世代間や異年齢児の交流事業などを行う。	継続	児童課
病後児保育事業	傷病の回復期にある児童を、集団保育が困難な期間、保育所等において一時的に預かる。	実施箇所数 3 箇所	児童課
預かり保育事業	幼稚園終業後も、保護者のニーズに合わせ継続して保育を行う。	継続	私立幼稚園
公立幼稚園預かり保育事業の検討	公立幼稚園における預かり保育事業について、実施の方向性を検討する。	検討	教育総務課
保育所施設整備事業	施設の老朽化に伴う改築や待機児童解消等のための施設整備を行う。	耐震化率 100% 入所定員 1,560 人	児童課

(3) 相談窓口の充実

[現状と課題]

少子化や核家族化の影響を受け、子育て家庭が社会から孤立する状況が懸念される中で、共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭が抱える不安やストレスを緩和することが大切です。

また、地域における子育てを支援する様々なサービスが気軽に利用でき、身近なものとなるように、相談や情報提供体制の充実が求められます。本市では、家庭児童相談事業や女性相談室の設置など、子育て家庭や子どもへの相談体制の充実に努めてきました。

アンケート調査においても、相談窓口の満足度は高く、家庭児童相談室においては、6割以上が「利用してよかった」と回答しています。

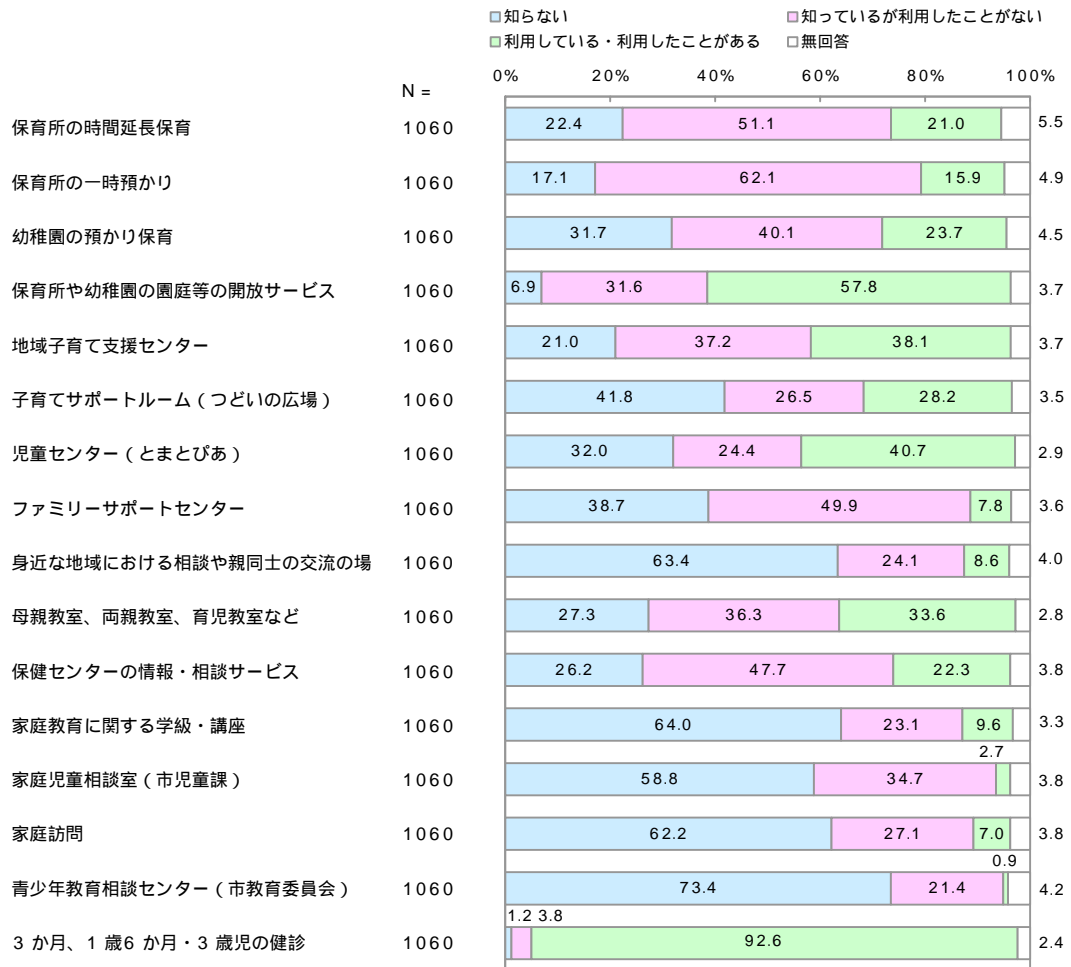
今後も引き続き、子育てに関する不安を解消し、幼児虐待などの悲惨な事例の予防または早期発見・早期対応へと結び付けていくため、家庭や子どもに対する相談体制の充実が重要です。

[施策の方向性]

子育てにおける不安感や負担感を軽減するために、気軽に相談や問い合わせができる相談窓口を充実します。

また、家庭における適正な児童養育を図るため、家庭児童相談室などの充実に努めるとともに、関係機関との連携により育児・教育相談体制を整えます。

【就学前児童】



【小学生】

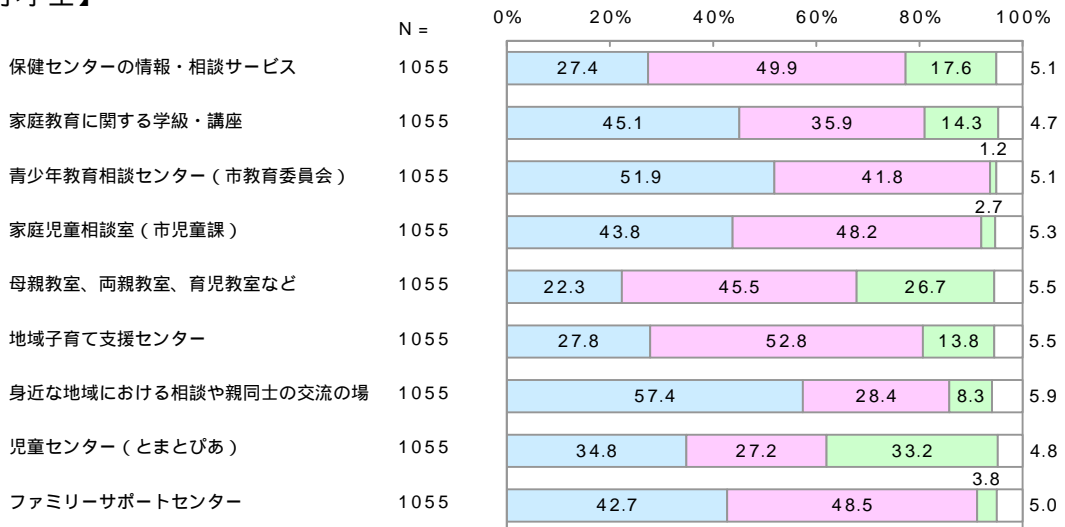
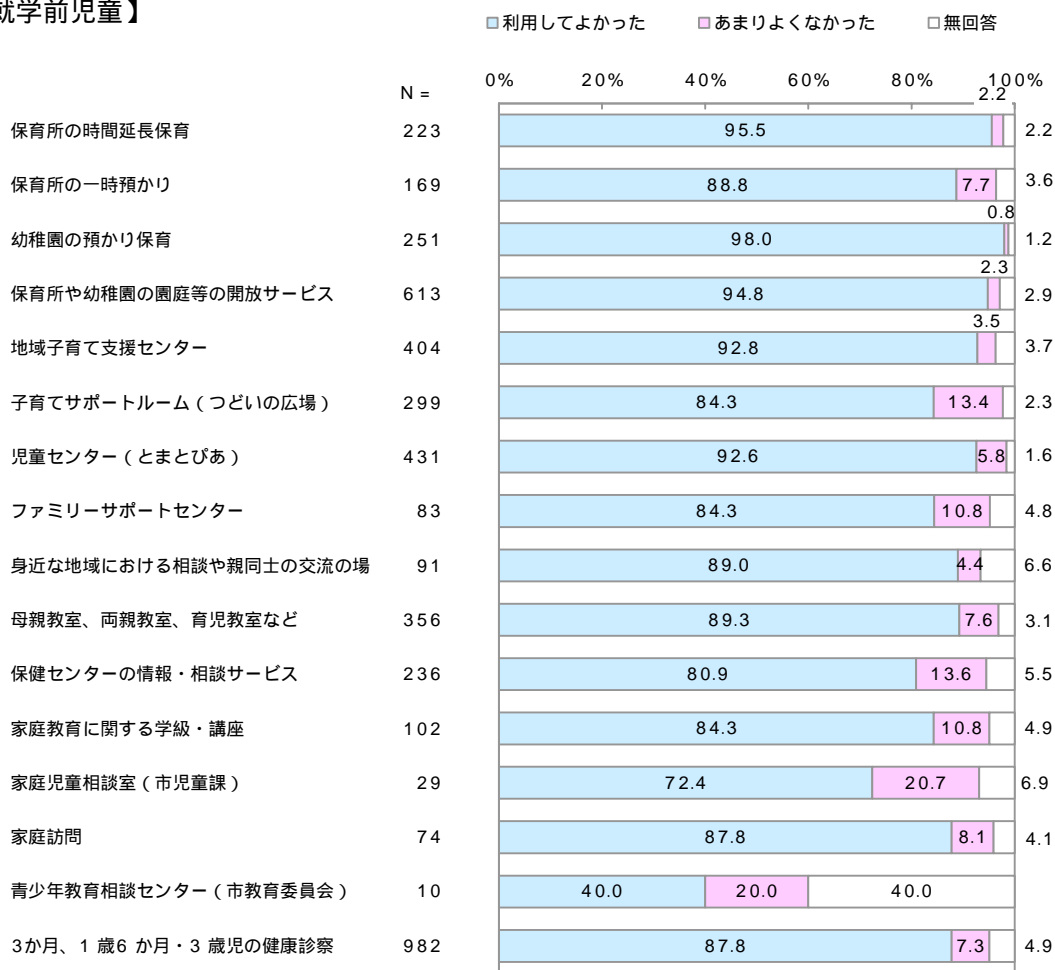


図 サービスの認知状況

【就学前児童】



【小学生】

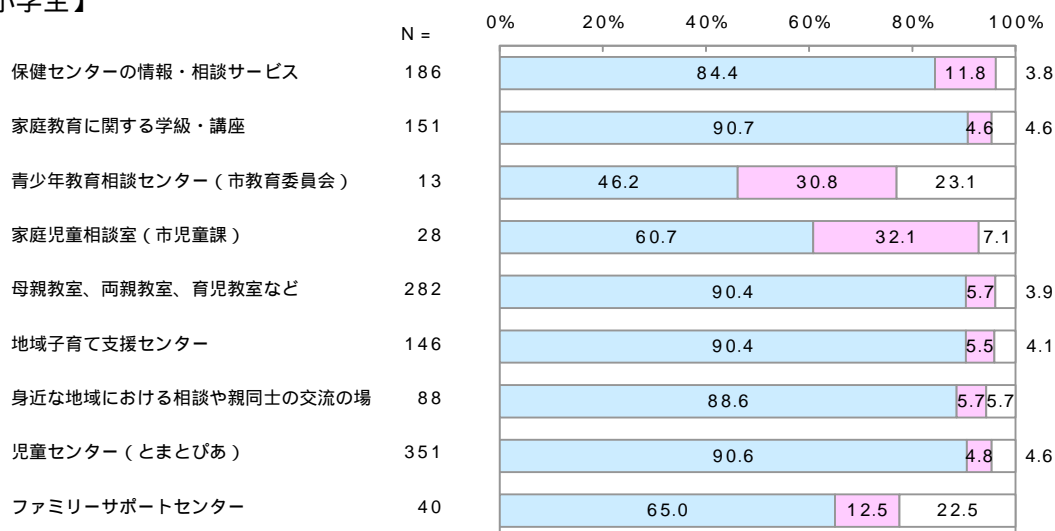


図 サービスの満足度

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
女性相談室の設置	女性が抱える様々な悩みを解決する手助けを行うため女性専門の相談室を設置する。(女性カウンセラー、設置場所・日時は相談者の負担軽減のため非公開)	継続	企画調整課
家庭児童相談事業	家庭児童相談室において、児童全般にわたる相談事業を行う。	継続	児童課
年齢に合わせた相談事業	6 か月児相談・1 歳 6 か月児健診・2 歳児歯みがき教室・3 歳児健診・健康相談室・心理相談等	継続	保健センター
電話による育児相談	子どもの成長、発達、栄養、予防接種、育児不安等子育てについての電話相談を行う。	継続	保健センター 家庭児童相談室
スクールカウンセラー活用事業(県事業)	カウンセリング技能を持った専門家を市内全小・中学校に配置する。	継続	学校教育課
青少年教育相談センター教育相談	青少年に関する相談業務を実施する。相談時間は平日 8:30~17:15、その他の時間は留守番電話にて対応する。	拡充	社会教育課
心の教室相談員の配置	児童生徒の精神的安定を図るため、心の教室相談員を全小中学校に配置する。また、相談員の情報交換のため研修会を年 3 回実施する。	継続	学校教育課

(4) 子育て支援のネットワークづくり

[現状と課題]

近年、少子化、都市化、情報化など、家庭や地域を取り巻く社会状況の様々な変化とともに、人々の意識やライフスタイルも大きく変化しています。

これまでの地域の中での「つながり」も希薄になりつつあり、それが子育ての不安感や負担感を増長させている原因の一つにもあげられています。

本市では、地域社会を構成する組織の連携を図り、子育てグループや家庭教育ネットワークの派遣を通じて、子育て家庭をサポートする体制づくりに取り組んできました。

アンケート調査では、就学前児童、小学生ともに7割以上が親子で集える場所の利用を希望しています。また、子育てに関する情報提供を求める声も多く上がっています。

そのため、子育てに関する情報交換や相談の場として、子育てサークルの活動支援や、サークル間の交流を促進する必要があります。

また、インターネットや広報、子育て支援施設など、あらゆる機会や場所を活用し、子育てに関する情報発信を行うことが必要であり、今後も引き続き、地域や保健・医療・福祉・教育機関などの地域社会を構成する組織の連携による、子育て家庭をサポートする体制づくりが不可欠であるといえます。

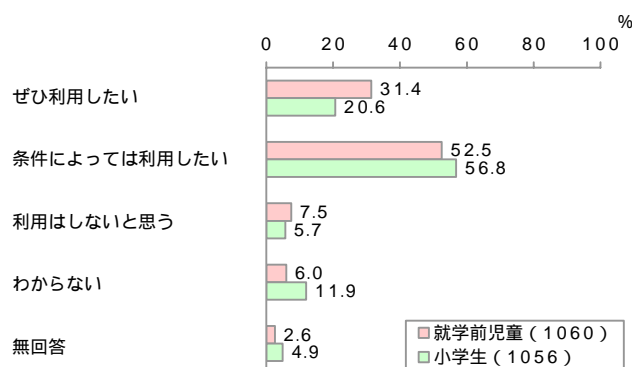


図 親子で集える場所の利用希望

[施策の方向性]

地域において子育て支援を行うために、保健・医療・福祉・教育の各関係機関・団体などが連携して、子育て支援ネットワークづくりに努めます。

子育て中の親同士のネットワークづくりを通じて、子育ての不安感や負担感を身近なところで解消できる環境をつくります。

また、「広報やいづ」や「市ホームページ」などによるわかりやすい子育て支援サービス情報を提供します。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
子育てグループ(再掲)	就園前の子どもと保護者を対象に、子育てについての学習やお互いの交流を図るため、子育てグループの活動を支援する。	各公民館に 1 つ以上の子育てグループを設置	社会教育課
家庭教育ネットワークの派遣	子育てグループの自主的運営を補助するとともに、グループ間の交流事業を企画し、グループ相互のネットワーク化を図る。また、家庭の教育力向上のための講演会、講座等の企画、運営を行い、多方面からの家庭教育力充実視線を行う。	継続	社会教育課
要保護児童対策地域協議会乳幼児部会	乳幼児期から就学までを対象に、保健、医療、福祉、教育の 4 領域の関係機関・団体が連携し地域における子育て支援を行う。	拡充	保健センター
「広報やいづ」による情報提供	毎月 15 日号「健康」の欄に翌月の行事日程等を掲載する。	継続	保健センター
保健センター情報紙の発行	保健センター事業のお知らせや健康づくりに関する知識の啓発のため、情報紙を年 1 回発行し、全世帯に配布する。	継続	保健センター

(5) 子どもの健全育成

[現状と課題]

家庭や学校だけでなく、地域社会も子どもの生活の場として重要です。

しかし、都市化や少子化が進み、子どもたちが地域の人々や自然と触れ合う機会は減少しています。

こうした状況は、子ども自身にゆとりがなくなり、仲間意識が希薄になり人格形成にも大きな影響を与えています。

本市では、青少年ボランティア人材バンクや子ども体験活動教室、子ども会活動への支援など、地域社会における子どもの健全育成に取り組んできました。

アンケート調査では、地域活動やグループ活動へ参加したことがある小学生は約6割となっており、今後参加させたいと思っている人が1割以上となっています。

そのため、地域との関わりによる子どもの健全育成をより一層充実させる必要があります。

また、異年齢の子ども同士の関わりや、家庭・学校以外の人たちとの関わりが減少する中で、様々な体験や人と交流できる環境づくりが重要であることから、今後も引き続き、非行を防止し子どもを健全に育成するために、地域社会の多くの場面において子どもの参加を促し、様々な体験や人との関わりあいができる環境づくりが必要です。

【小学生】

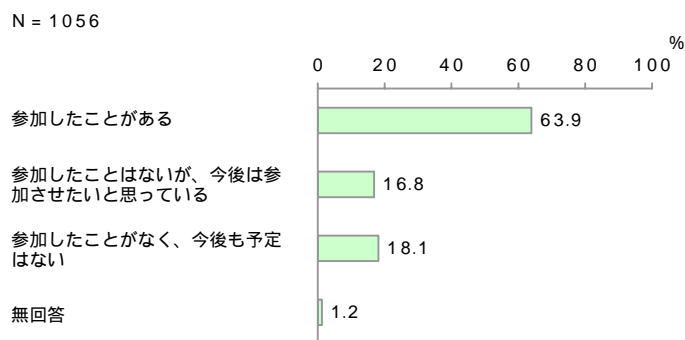


図 地域活動やグループ活動へ参加状況

[施策の方向性]

学校やPTA、ボランティアグループなどの地域住民と連携し、子どもたちを暴力や性犯罪などの有害環境から守り、いじめや非行を早期に防止します。

また、子どもたちが地域での様々な体験活動やスポーツ・レクリエーション活動を通じて、責任感や地域への愛着心などを身につけられるよう、自然や文化などを活かした活動の機会と場を提供するとともに、子どもたちの自主的な参加を促進します。

さらに、誰もが気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの普及やスポーツ少年団の加入促進、各種スポーツ教室・イベントの開催などにより、スポーツをとおして異年齢、世代間、親子間の交流、地域の連帯感の高揚による子どもの健全育成を図ります。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
焼津市教育研究会 生徒指導主事・主任 研修会	焼津警察署、青少年教育相談センター、家庭 児童相談室等の関係機関からなる委員会にお いて、問題行動のある児童・生徒への対応や 問題行動を予防するための具体的な手だてを 協議する。	継続	学校教育課
青少年教育相談セ ンター広報啓発活 動	相談センターだよりの発行、街頭キャンペ ーン、広報誌等による広報啓発活動を実施する。	継続	社会教育課
青少年ボランティ ア人材バンク	青少年のボランティア活動の推進と定着を図 るため、市内に在住・通学している中・高生 を対象としたボランティア人材バンクを運営 する。	継続	社会教育課
チビッコ広場維持 管理事業	チビッコ広場の管理を地元自治会に委託し、 地域児童の遊び場等に利用し、児童福祉の向 上を図る。	継続	児童課
子ども創造の広場	子どもが自由に遊ぶ場として、施設と広場を 提供する。開設時間 13:30～17:30(月 ～土曜日)H19 より放課後子ども教室推進事 業として運営。	拡充	社会教育課
海の子・山の子交流 教室	それぞれの郷土の愛着心や相互理解を深める ことを目的として、川根本町と焼津市の小学 生を対象とした交流体験事業を実施する。	実施	社会教育課

事業名	事業内容	平成26年度 方向性	担当課
やいづ少年の船	乗船体験をとおして友情と協調性を養うとともに、水産都市焼津への興味と理解を深めることを目的とし、市内中学3年生を対象、2泊3日の海上体験研修を実施する。	継続	社会教育課
環境基本計画推進事業	親子水生生物教室、動植物観察教室（栃山川自然生態公園、瀬戸川）を実施する。	継続	環境衛生課
子ども体験活動教室	心豊かな子どもを育てることを目的とし、公民館で、小学生を対象とした多彩な体験活動を実施する。	継続	社会教育課
子ども会活動への支援	青少年の健全な育成を図るため、子ども会並びに児童文化の発展のための事業を実施している焼津市子ども会連合会に対して、補助金の交付等の活動支援を行う。	継続	社会教育課
伝統芸能や技術などの子ども体験教室	郷土の文化遺産を直接体感することによって豊かな郷土愛を育む。	継続	歴史民俗資料館
ディスカバリーパーク焼津	天文科学館と温水プール（水夢館）を核とする複合施設であり、「宇宙」・「海」・「自然」の3つのテーマをとおして、「不思議・好奇心・発見」に出会うきっかけづくりをする。	継続	ディスカバリーパーク焼津
スポーツクラブ事業	市民がスポーツで汗を流し、仲間と楽しい時間を過ごすことを目的とし、総合体育館及び焼津体育館において、土曜日の午前中に軽スポーツを中心に活動をする。	継続	スポーツ振興課
スポーツ教室	運動の日常化より、健康増進・体力向上、明るい仲間づくりを目指す。総合体育館、焼津体育館、大井川体育館及び水夢館において、幼児、親子、女性、リズム、高齢者、健康増進、太極拳の体操教室と子ども、女性、成人の水泳教室を行う。	継続	スポーツ振興課
スポーツ少年団	スポーツによる青少年健全育成を目的とし、市内64団体が組織的に活動を行う。	継続	スポーツ振興課
総合型地域スポーツクラブ事業	地域住民が会費制で運営する地域に密着したクラブである。複数の種目が用意され、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に楽しみ、地域の交流の場や健康づくり、青少年健全育成の場となることを目指す。	継続	スポーツ振興課
ニュースポーツ・フェスティバル	ニュースポーツの紹介と体験の場を設け、子どもや親子、家族で気軽にスポーツに親しむ機会を提供する。	継続	スポーツ振興課
市民トリム大会	運動を通してバランスのとれた体力づくりと健康増進を目指し、ウォーキング大会を行う。	継続	スポーツ振興課

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
おはなし会、朗読会、子ども映画会、おはなしのへや	幼少年期に本と出会い、本の楽しさを知ってもらうため、毎週土曜日に幼児、低学年児童を対象とした絵本や紙芝居の読み聞かせ、小学校中学年以上の児童を対象とした文学作品や昔話の朗読を実施する。また、空想力や想像力を養うため月 1 回、映画を上映する。	維持	焼津図書館 大井川図書館
絵本原画展、名作映画会、こどものつどい、こどもまつり	親子や家族でよいものに触れ、楽しむことで豊かな情操を育てるとともに、本への興味を育むために実施する。	維持	焼津図書館 大井川図書館
読書推進	本と親しみ、読書習慣を身につけるよう成長段階にあった本の紹介、読み聞かせの実践方法等を学ぶ講座を実施する。また、「調べ学習」等への援助・助言を行う。	維持	焼津図書館 大井川図書館
児童センター事業	児童の健全な遊び場の提供や各種の教室を通して、児童の健全育成、健康増進を図る。	利用者数 17,000 人	児童課
地域における通学合宿	地域の宿泊可能な施設を拠点に、年齢の異なる子どもたちが共同生活しながら登下校する。実施主体は地域の実行委員会。	維持	社会教育課
放課後子ども教室	地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施する。	拡充	社会教育課
ブックスタート事業	未来を担う子どもたちの豊かな心づくりを推進するため。乳児と保護者に絵本を手渡し、絵本を開く楽しい体験とともに心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる。	平成 22 年度から実施	焼津図書館 (大井川図書館)

(6) 世代間交流の充実

[現状と課題]

家庭と地域との連帯感の希薄化をはじめ、地域における世代間の交流が疎遠になるなど、子どもを取り巻く環境は変化しています。

それにより、子どもが地域の大人やお年寄りから知識や経験を学びとる機会は減少し、また、親や地域から代々受け継がれてきた文化の伝承も難しくなっています。

本市では、子どもが社会性を身につけ、地域の伝統・文化・風習などを次世代に受け継いでいくためにも、世代間交流は不可欠であるという考えに基づき、地域活動を通して、世代間交流事業に取り組んできました。

一方、アンケート調査において、子どもが集う場に期待することとして「異年齢児と一緒に遊べる場」と回答した人は約4割となっているように、異年齢児との交流を求める声が多くあり、異年齢児交流等事業を行ってきました。

また、すべての世代の人が気軽に出席、参加できるイベントや集まる場を通じて、地域のつながりを深めていくことを求める声も上がっています。

世代間の交流を通じて、子どもが社会性を身につけ、地域の伝統・文化・風習などを次世代に受け継ぐためにも、地域での活動を通して、世代を超えた交流や地域とのつながりを深めていくことが必要です。

さらに、子どもとの世代間交流だけでなく、保護者においても、先輩の母親でもある高齢者など、子どもを含めたあらゆる年代との交流の機会を提供していくことが重要です。

[施策の方向性]

保育園や幼稚園での高齢者との交流事業など、多世代にわたる交流の機会を充実します。

【小学生】

N = 1056

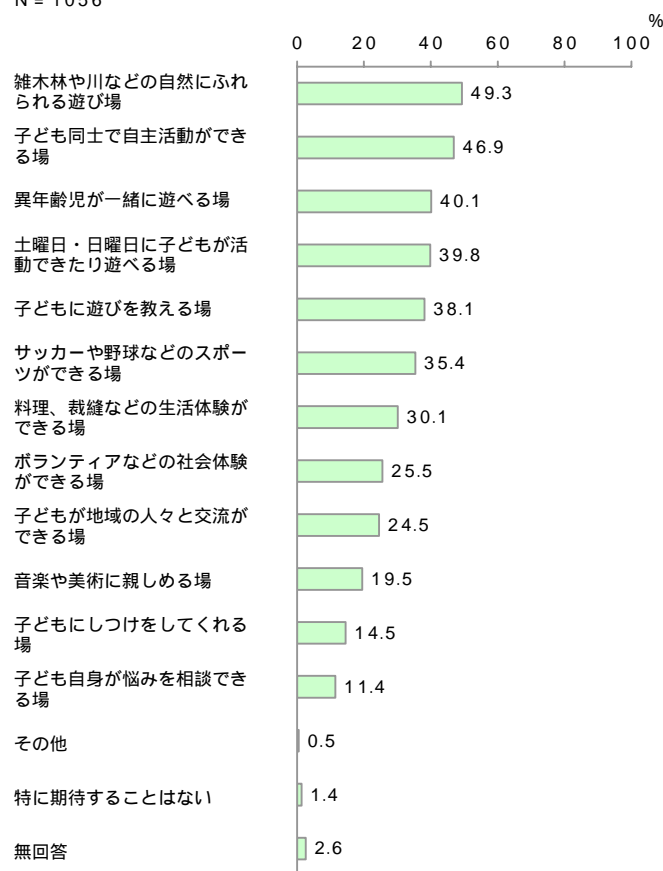


図 子どもが集う場に期待すること

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
世代間交流事業	老人福祉施設等を訪問したり、地域のお年寄りを保育所に招待し、季節的行事や伝承遊びをとおして、世代間の交流を図る。	継続	公私立保育所
異年齢児交流等事業	保育所を卒園した児童や地域の児童とともに、地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。	継続	公私立保育所
地域との交流事業	公民館の行事や地域の祭りに参加し、地域住民との交流を深める。	継続	公私立幼稚園
総合型地域スポーツクラブ事業（再掲）	地域住民が会費制で運営する地域に密着したクラブである。複数の種目が用意され、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に楽しみ、地域の交流の場や健康づくり、青少年健全育成の場となることを目指す。	継続	スポーツ振興課

(7) 子育て家庭の経済的負担の軽減

[現状と課題]

子育て家庭では、養育費や医療費など子育てのための支出額が大きく、子育て家庭の経済的負担の軽減が求められています。

将来の社会を担う子どもを育成するためには、子育て家庭の生活の安定を図り、子どもの健やかな成長へとつなげていくことが大切です。

本市では、児童手当や子ども医療費助成制度の充実を図り、住宅ローン等支出が増える子育て世帯に対して、教育費をはじめとした養育費等への支援に努めてきました。

アンケート調査では、子育てをする上での悩み、不安として「子育てで出費がかさむ」と回答した人は4割以上となっています。また、約6割が、充実してほしい子育て支援として「児童手当制度の充実や税制度での優遇など、経済的な支援の充実」を望んでいるほか、経済的支援を求める声が多く上がっています。

そのため、経済的支援の必要性がある子育て家庭に対し、適切な支援を実施していく必要があります。

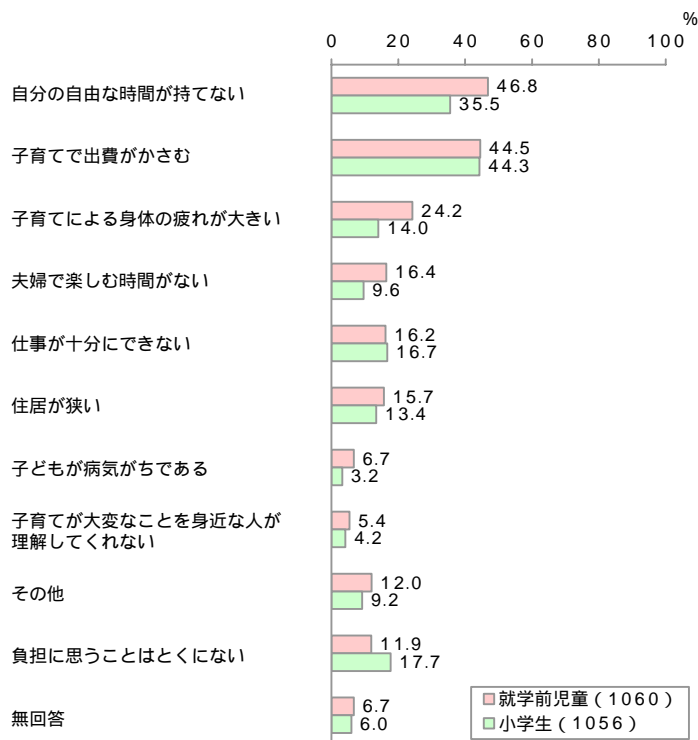


図 子育てをする上での悩み、不安

[施策の方向性]

子育てに伴う経済的な負担に対する支援をします。

発病する頻度の高い乳幼児に適正な受診機会を確保し、保護者の医療費自己負担を軽減するため助成します。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
子ども手当	中学校 3 学年終了時までの児童を養育する保護者に手当を支給する。	継続	児童課
児童扶養手当	母子家庭等の児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する。	継続	児童課
就学援助事業要保護及び準要保護児童 生徒就学援助費・特別支援教育就学奨励費	経済的理由によって、小中学校の教育費の負担が困難な家庭を対象に援助を行う。	継続	教育総務課
幼稚園就園奨励費補助金	幼稚園に 3 歳児から 5 歳児の幼児を通園させている家庭を対象に保育料の一部を補助する。	継続	教育総務課
子ども医療費助成制度	0 歳から中学校 3 年終了時の通院及び入院に伴う保険診療医療費の一部を助成する。	継続	保健センター
母子家庭等医療費助成事業	母子世帯等の医療費個人負担分を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。	継続	児童課
母子福祉資金(県事業)	県事業として行われている母子家庭を対象とした各種資金貸付申請の受付及び市広報紙への掲載による P R を行う。	継続	児童課
母子家庭自立支援費給付事業	母子家庭の母親が、就労のため、資格取得を目的に教育訓練を受けた場合、その経費の一部を助成する。	継続	児童課
奨学金貸付事業	経済的理由によって、高等学校等の修学が困難な者に対し学資を貸与する。	継続	地域福祉課

2 母性・父性と子どもの健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親、父親の健康の確保

[現状と課題]

女性にとって妊娠・出産は、短期間での心身の大きな変化に加えて、出産後すぐに始まる「子育て」という役割を担うことなどから、不安や悩みを生じやすい時期でもあります。

このため、安全で快適な出産に向けた健康管理への支援、妊娠・出産に対する不安の軽減や、子育てについての知識・技術の習得など、親になるための準備が重要となります。

本市では、妊娠中から育児期間に至るまでの、母子の健康状態を常にチェックしアドバイスを与え、家族全員が健康を維持できるよう、健診をはじめとする様々な保健事業に取り組み、市民の健康の確保に努めてきました。

アンケート調査では、3か月、1歳6か月・3歳児の健診・相談の認知度は9割を占めているものの、家庭訪問、母親、両親教室、育児教室の認知度は3割未満となっています。

また、就学前児童の約2割が「病気や発育・発達に関すること」に悩み、不安を感じているほか、充実してほしい子育て支援として「妊産婦や乳幼児健康診査、保健指導等の母子保健体制の整備」を求める声も上がっています。

そのため、各種健診等の事業の周知を図り、受診率の向上を図るとともに、健診後の各個人に応じたフォローアップの体制の充実が求められます。

[施策の方向性]

妊娠、出産に伴う日常生活全般についての知識や、乳幼児の成長や健康管理などについて学ぶ機会の充実を図るとともに、乳児期の家庭訪問や乳幼児健診などにより、育児不安にいつでも対応できる支援体制を整えます。

また、保健センター等で行っている相談サービスや事業の情報提供を行い、より一層の周知を図ります。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
母子健康手帳交付	妊娠の届出をした者に対し母子健康手帳を交付し、妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態を記録し、子どもの成長の参考にする。	継続	保健センター
妊婦健康診査(初回～14回目・超音波4回・血液検査)	妊娠中の異常の有無を早期に発見し、必要時に適切な指導を行い、母性の健康の保持増進を図る。	継続	保健センター
プレママ教室 パママ教室	初産婦及びその夫を対象に妊娠・出産・育児について、情報交換や知識を深めるための講座を開催する。	拡充	保健センター
各種健康診査事業	4 か月児健診、10 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診、発達健診、未受診者電話相談	継続	保健センター
各種相談事業	健康相談室、6 か月児相談、2 歳 6 か月児相談、3 歳 6 か月～5 歳 6 か月児相談、未受診者電話相談、電話相談、母親健康相談、栄養相談	継続	保健センター
各種予防接種事業	BCG・ポリオ生ワクチン、麻疹・風疹、日本脳炎、三種混合、二種混合	継続	保健センター
乳児家庭全戸訪問 妊産婦乳幼児家庭訪問	妊産婦・乳幼児の家庭を訪問し、健康状態に応じた保健指導を行い、母親には育児についての不安や悩みを聞き、必要な情報提供を行うとともに、必要なサービスに結び付け、育児を支援する。	継続	保健センター
療育教室	健診・相談において、多動傾向や言語・理解等が気になる児を対象に、遊ぶ体験をとおして発達を促すための教室を開催する。	継続	保健センター
育児不安虐待予防教室	健診・相談の中で、育児不安のある母親等を対象に、育児上の悩みや疲労を軽減し、より良い育児環境をつくるための教室を開催する。	継続	保健センター
幼児ことばの教室	保育園、幼稚園児で言葉に対して心配のある子ども(発音、吃音等)に対しての訓練、指導を行う。焼津南小及び大井川南小において「幼児ことばの教室」を開設している。	継続	学校教育課
子育て教室	離乳食、病気の手当て、事故予防等小児科医師及び歯科医師の講義、母親同士の情報交換等、子育てに関する保護者の学習の場として開催する。	継続	保健センター
育児講演会	育児中の母親等を対象に講演会及び座談会を実施する。	継続	保健センター

事業名	事業内容	平成26年度 方向性	担当課
SIDS「乳幼児突然死症候群」予防啓発	母子手帳交付時に周知、ポスターの掲示を行う。	継続	保健センター
1歳6か月児フッ素塗布	歯の質を強化し、むし歯を予防するために実施する。	拡充	保健センター
2歳児歯みがき教室	歯科衛生士による口腔チェック、歯みがき指導及び保健師による生活指導、身体測定等を行う。	継続	保健センター
歯の健康まつり	歯の衛生週間にちなみ、年1回全市民を対象に健康教育を行い、歯に対する関心を深め、歯科疾患の予防と早期発見に努める。	継続	保健センター
歯科保健対策事業	生涯を通じた歯科保健対策「むし歯0運動」と一生自分の歯で食べることを目標に「8020運動」を推進し、「歯」の健康をとおして全身の健康づくりに努める。	継続	保健センター
歯科保健指導者会連絡会	「こどもの歯を守る」ために歯科医師、保育園、幼稚園、小・中学校等で連携を図り、知識の習得、意見・情報交換の場とする。	継続	保健センター
各種健（検）診事業	自己の健康状態を把握し、自ら健康管理に努めるため、特定健診、乳がん・子宮がん・肺がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん・骨粗しょう症等の各種健（検）診を実施する。	受診率の向上	保健センター
やいづ健康まつり	市民が生涯にわたり、健康で心豊かな生活を送るために、講演会や催事・体験等をおし、健康意識の高揚と啓発を図る。	継続	保健センター
健康づくりウォーキング事業	市民の健康づくり、体力づくりのために、市内25箇所のウォーキングコースの利用促進やウォーキングの普及・啓発を行い、健康づくりとして日常生活への定着を図る。	継続	保健センター
保健センター情報紙の発行（再掲）	保健センター事業のお知らせや健康づくりに関する知識の啓発のため、情報紙を年1回発行し、全世帯に配布する。	継続	保健センター
「広報やいづ」による情報提供（再掲）	毎月15日号「健康」の欄に翌月の行事日程等を掲載する。	継続	保健センター
教職員を対象とした心肺蘇生法訓練の実施	各学校の計画に基づいて、実践的な訓練を実施する。	継続	学校教育課

(2) 食育の推進

[現状と課題]

食は生活の基本であり、食生活の乱れは、子どもの心や体の健やかな成長を妨げる大きな原因となります。

朝食欠食や不規則な食事等、食生活の乱れが問題となっており、食育は子ども一人ひとりが食の大切さや正しい食習慣を身につけるとともに、食を通じて豊かな人間性を育み、良好な家族関係を築くことなどが期待されます。

また、乳幼児期は家庭生活が中心であり、親の生活習慣が子どもに大きく影響することから、親自身の健康づくりに対する働きかけも重要です。

本市では、食育推進計画を策定し、食育の推進に努めてきました。

アンケート調査では、就学前児童の約3割、小学生の約2割が「食事や栄養に関すること」に悩みや不安を感じていると回答しています。また、小学生の3割が子どもが集う場に期待する役割として「料理、裁縫などの生活体験ができる場」と回答しています。

今後も、食育推進計画に基づき、食育をより一層推進する必要があります。

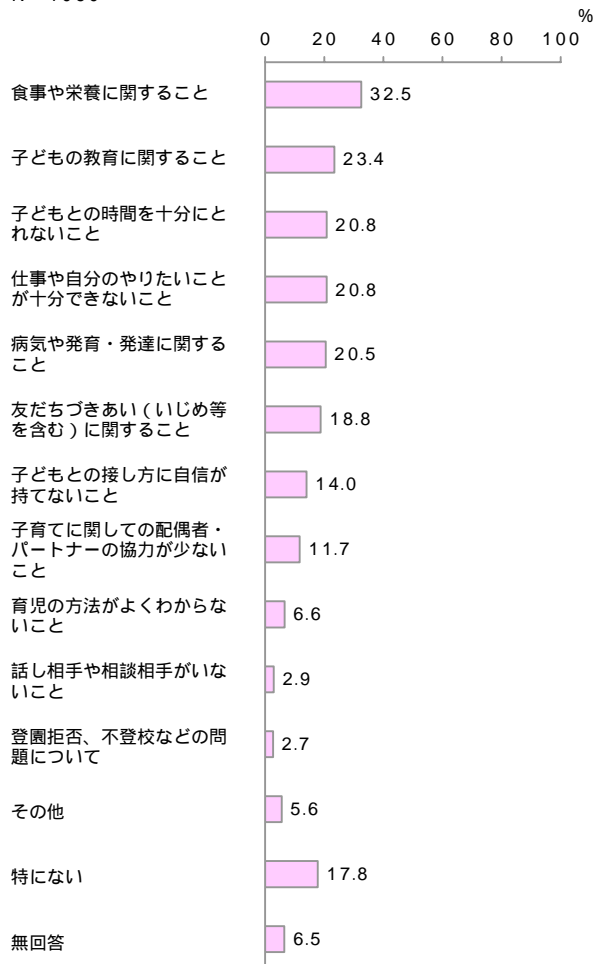
[施策の方向性]

成長期にある児童・生徒の健やかな発育と体力向上のため、地元の食材を取り入れた栄養バランスの高い給食を提供するとともに、幼稚園、保育所での食育推進事業や学校給食センターの栄養士とともにを行う学校での食育などを通じて、正しい食習慣の普及啓発を図り、食生活に関する相談、指導体制を強化します。

また、地元で水揚げされる魚や水産加工品などの地場食材を活かし、魚食普及をとおして食育を推進します。

【就学前児童】

N = 1060



【小学生】

N = 1056

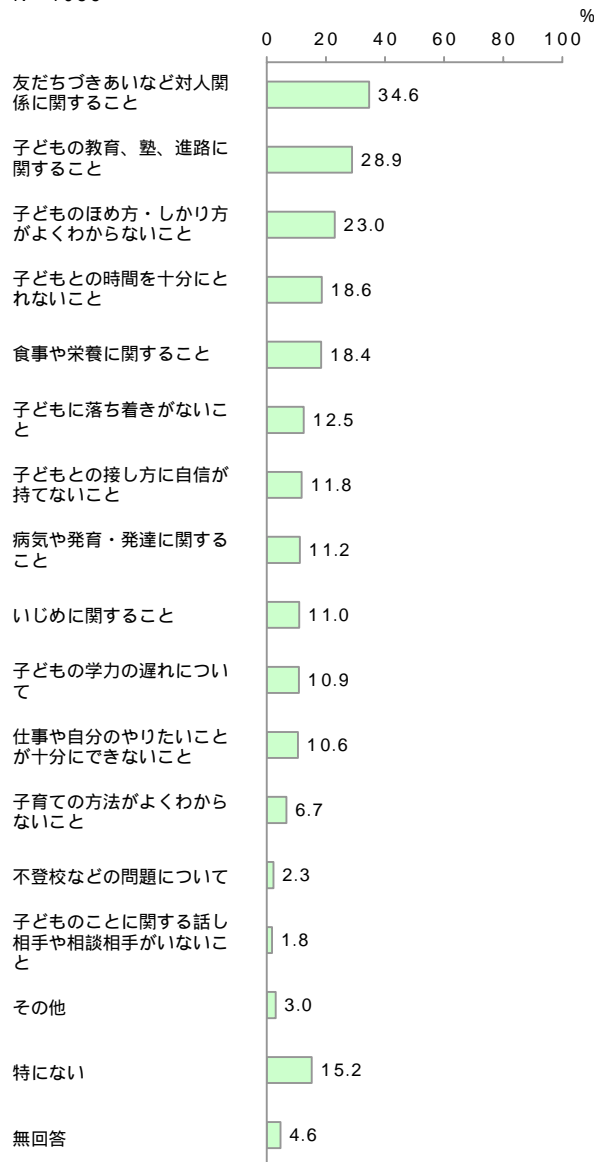


図 子どもに関して、日常悩んでいること

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
幼稚園、保育所での食育推進事業	栽培、収穫、クッキングなどの一連の体験活動をとおして、食に関する正しい知識の普及と推進を図る。	継続	児童課・教育総務課
「食に関する指導」、 「食育」の推進	平成 20 年度より焼津市に配置された栄養教諭 1 名と連携し、授業の中で、栄養価、栄養バランス等について指導する。	継続	学校教育課
親子料理教室	親子で料理体験を行い、楽しみながら「よい食習慣」の基礎づくりをする。健康づくり食生活推進協議会の活動として実施する。	継続	保健センター
子育て教室（再掲）	離乳食、病気の手当て、事故予防等小児科医師及び歯科医師の講義、母親同士の情報交換等、子育てに関する保護者の学習の場として開催する。	継続	保健センター
栄養相談・指導	離乳食の進め方、好き嫌い、少食等についての相談を毎週 1 回で実施する。また、プレママ教室、6 か月児相談、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診会場でも実施する。	拡充	保健センター

(3) 思春期保健対策の充実

[現状と課題]

近年、性行動、人工妊娠中絶、性感染症、性犯罪等の性に関する問題を始め、薬物乱用、喫煙、飲酒等の低年齢化が進んでおり、こうした問題行動は年々増加傾向にあります。

思春期における性行動が活発化していることを背景に、望まぬ妊娠や人工妊娠中絶、性感染症は増加しています。また、薬物乱用、喫煙・飲酒の問題も深刻化してきており、これらの問題は、生活習慣病の発症など本人の生涯にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、次世代を生み育てることへの悪影響も心配されています。

あわせて、不登校、ひきこもりをはじめとした思春期特有の心の問題も深刻化してきています。

本市では、各学校において、性や喫煙、薬物、酒害に関する教育や学童期・思春期の心の問題への対応を充実するとともに、常時相談できる窓口の設置を進めてきましたが、今後も引き続き、事業の充実が必要です。

[施策の方向性]

学校等で喫煙、薬物、飲酒が健康に及ぼす害について児童・生徒が学ぶ機会を充実するとともに、性教育を含めた保健教育の充実を図ります。

また、学童期・思春期における心の問題などの相談体制を充実します。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成26年度 方向性	担当課
学校保健委員会	各学校において、薬学講座、薬物禁止教育、食生活改善講座等を児童生徒の実態に合わせて実施する。テーマ等は各校で決定する。	継続	学校教育課

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
薬学講座	市内全小・中学校（小学校 5・6 年生、中学校全学年）において、各校の担当薬剤師や焼津警察署等専門的な立場の方を招いて講座を開催する。	継続	学校教育課
学校健康教育授業	体育の授業や学級活動等で、健康について指導する。	継続	学校教育課
性教育	保健体育の授業、学級活動等で学年の実態に合った指導を行う。	継続	学校教育課
禁煙啓発活動	保健指導の一環として禁煙教育を行う。	継続	学校教育課
酒、たばこ、薬害等の相談	保健センターや学校等で、常時、相談できる体制をとる。	継続	保健センター
青少年教育相談センター教育相談（再掲）	青少年に関する相談業務を実施する。相談時間は平日 8：30～17：15、その他の時間は留守番電話にて対応する。	拡充	社会教育課
心の教室相談員の配置（再掲）	児童生徒の精神的安定を図るため、心の教室相談員を全小中学校に配置する。また、相談員の情報交換のため研修会を年 3 回実施する。	継続	学校教育課

(4) 小児医療の充実

[現状と課題]

子どもの健やかな発育、発達のためには、必要な時にいつでも見てもらえたり、相談できる小児医療体制を確立することが大切です。

医療機関は、病気の診断や治療のみならず、子どもの発育状態の確認や、健康や子育ての相談、感染症の予防等、家庭や地域での幅広い活動が期待されています。

また、心身の障害が疑われる子どもの発達を支援するためには、保健センター、医療機関などの関係機関への連携や、障害の早期診断・療育のシステムを充実するとともに、その家族に対する相談及び支援体制の整備も不可欠となっています。

本市では、関係機関が協力しあい、誰もが常時受診できる小児医療体制の確立に努めており、年齢別の患者数は、0～2歳、3～5歳、6～14歳ともに、年々減少しています。

アンケート調査では、休日や夜間にすぐ見てもらえる医療機関がわからずに困った経験がある人の割合は約3割となっており、かかりつけ医の必要性や休日や夜間の救急医療機関の周知徹底を行う必要があります。

また、児童人口の減少とともに、患者数は年々減少していますが、子どもの年齢が低いほど、患者数は多くなっていることから、今後も引き続き、誰もが常時受診できる小児医療体制を関係機関の協力のもと強化する必要があります。

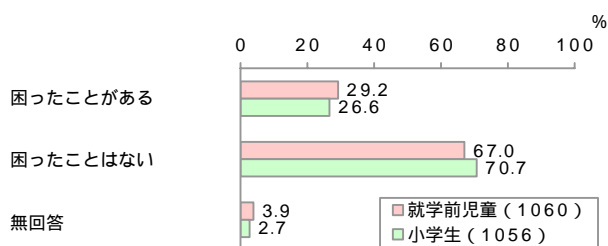


図 休日や夜間にすぐ見てもらえる医療機関がわからずに困った経験

[施策の方向性]

平常時だけでなく救急時にも安心して良質な医療を受けられるようにするため、焼津市立総合病院と地域の病院・診療所との相互の密接な連携を促進して、地域医療体制の確立を目指します。

また、市広報紙などによって休日・夜間でも利用できる医療機関など小児医療に関する情報提供に努めます。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
初期救急医療対策事業	休日及び夜間の救急患者への対応を医師会に委託する。	継続	保健センター
公立病院 2 次救急医療対策事業	志太榛原地域の公立病院により、2 次救急医療を実施する。	継続	保健センター
志太榛原救急医療センター運営事業	初期救急医療に対応するため、志太榛原管内の市町により、志太榛原救急医療センターを運営する。	継続	保健センター
休日等歯科救急医療	市内歯科医院の在宅輪番制により休日の救急医療を行う。	継続	保健センター
難病患者等短期入所事業	在宅で難病患者等の介護を行う者が、疾病その他の社会的理由または私的理由により、難病患者等を居宅において介護できない状況にあり、一時的に保護を必要とする場合に、難病患者等を一時的に病院等の施設で保護する。	継続	地域福祉課
災害時医療救護対策事業	東海地震発生に際し、救護所を設置し、医療救護にあたる。市内 11 か所に救護所を設置する。 また、災害時にすみやかに救護所を立ち上げる体制を確保する。	継続	保健センター

(5) 不妊治療対策の充実

[現状と課題]

不妊治療には高額な医療費と時間を要することから、子どもを産み育てたくとも、子どもを持つことを諦めてしまう場合もあります。

少子化を克服するためには、子どもを持ちたいのに子どもができない人の支援も重要であるといえます。

本市では、体外受精及び顕微授精は経済的な負担が大きいことから、次世代育成支援の一環として、平成18年度から不妊治療助成を実施しており、対象者は年々増加し、平成20年度で54件となっています。

今後も引き続き、子どもを産み育てたい人に対し経済的に大きな負担となる不妊治療をサポートするとともに、心理的負担の解消や情報提供にも配慮する必要があります。

[施策の方向性]

子どもを欲しながら、不妊に悩んでいる夫婦に対し、不妊治療に関する正しい情報の提供や安心して相談できる体制を充実します。

県、関係機関との連携を図りながら、経済的な支援に関する情報提供を積極的に行います。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成26年度 方向性	担当課
特定不妊治療費助成・不妊治療相談等	特定不妊治療費の助成とともに、面接、電話、メール等により不妊に対する相談を行う。	継続	保健センター

3 子どもの心身が健やかに成長するための教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

[現状と課題]

少子化や核家族化の進行、地域での人間関係の希薄化などにより、子育て中の家庭の孤立化とともに、乳幼児とふれあう経験のないまま親となり、親として子どもにどのように接したらいいかなど、基本的な育児に不安をもつ親が増えています。

そのため、育児が孤立化して虐待に結びついてしまう事例も多々あり、社会全般に子育てに対する不安が広まっています。将来親となる子どもたちが積極的に子育てに関わっていけるように、子育てや家庭の大切さについて伝えていくことが大切です。

本市では、保育に関する家庭科授業や保育体験を通じて、将来、親となる子どもたちが家庭を築くことや、自分の子どもを産み育てることについての意義を理解できる環境づくりに取り組んでいます。

しかし、結婚や出産に積極的になれない男女が増え、晩婚・非婚化などにも影響していると指摘されており、思春期のころから乳幼児とのふれあいを通じ、次代の親としての意識を醸成する必要があります。

また、幼少期から、男女がともに協力しあい、子育てを行うという意識を高めることも必要です。

[施策の方向性]

次代の親となる子どもたちが、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを産み育てることの意義を理解できるよう、様々なふれあい体験などの機会を充実します。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成26年度 方向性	担当課
保育体験	幼稚園、保育所において、中学生や高校生が園児とふれあうための保育体験の機会を提供する。	継続	学校教育課 児童課 公私立幼稚園 公私立保育所

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

[現状と課題]

子どもが主体的、創造的に生きていくためには、知識や技能はもとより、学ぶ意欲、課題発見能力、思考力、判断力、表現力、問題解決能力などの確かな学力を身に付けることが重要です。

そのため、学校が子どもの人間形成の場として果たす役割も大きく、子どもたちが自ら学び、考え、主体的に行動できる「生きる力」を育むとともに、環境の変化に柔軟に対応できるよう、一人ひとりにあった望ましい発達を促していくことが大切です。

本市では、ゲストティーチャー等外部人材の活用や地域の人々に学ぶ会など、各学校が家庭や地域と連携して特色ある教育を展開し、子ども一人ひとりへのきめ細やかな指導に取り組んできました。

アンケート調査では、学校教育において、子どもの健全な育成のために今後取り組むべきこととして、「思いやりの心を持つための道德教育の充実」、「子どもが自発的に物事に取り組むことができる環境づくり」、「心身ともにたくましく育つための体力づくり」、「生きる力向上のための総合学習の充実」が望まれています。

今後も引き続き、各学校が家庭や地域と連携して特色ある教育を展開し、子ども一人ひとりへのきめ細やかな指導を行っていくことが重要です。

そのほか、学校や園の建物等の老朽化を心配する声も上がっており、地震等の災害に備え、耐震等の施設の改修を順次進めていく必要があります。

[施策の方向性]

学習の土台となる基礎学力の定着に努めることによって、一人ひとりの個性を活かし、自ら学び考える力を育成し、自分の生き方を見つめながら将来を見据えた適正な進路選択ができるよう指導を充実します。

また、児童、生徒が抱える様々な問題に対応できるよう、心の教室相談員やカウンセラーを配置するなどして相談体制を充実し、いじめや不登校に対応していきます。

【小学生】

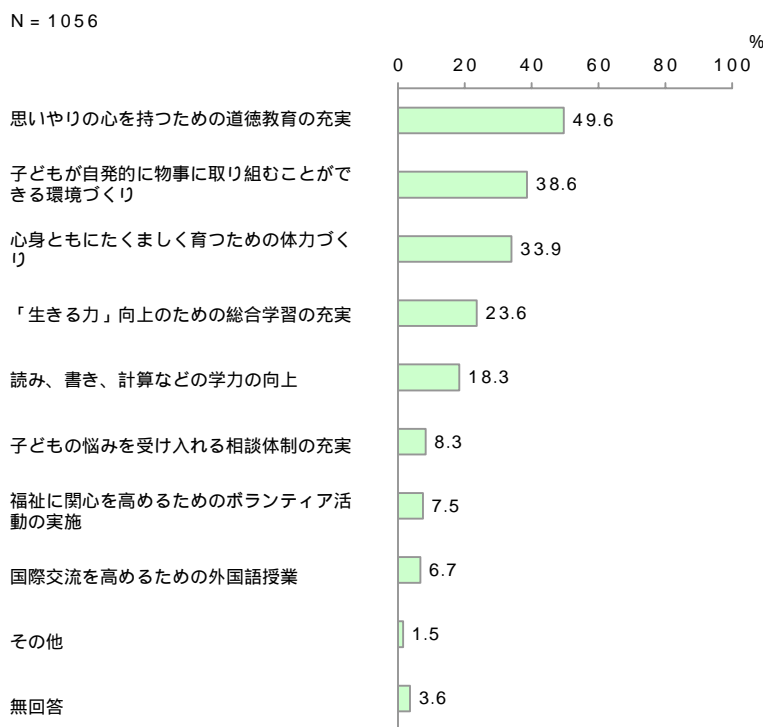


図 学校教育において、子どもの健全な育成のために今後取り組むべきこと

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
研究指定校	学習指導法の改善についての研究や発表等を通して、焼津市の教育力の向上を目指す。	継続	学校教育課
ゲストティーチャー等外部人材の活用	地域の様々な技能を持った方々を学校に招き、児童・生徒の学ぶ機会を広げる。	継続	学校教育課
地域の人々に学ぶ会(学校によって名称は異なる)	地域の教育力を学校に導入し、児童生徒の多面的理解を図っていく。	継続	学校教育課
心の教室相談員の配置(再掲)	児童生徒の精神的安定を図るため、心の教室相談員を全小中学校に配置する。また、相談員の情報交換のため研修会を年 3 回実施する。	継続	学校教育課
スクールカウンセラー活用事業(県事業)(再掲)	カウンセリング技能を持った専門家を市内全小・中学校に配置する。	継続	学校教育課

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
カウンセラーの派遣	不登校児童・生徒、保護者とのカウンセリングや、犯罪・いじめ等にあった児童・生徒の精神的ケアを行うため、市のカウンセラーを各小中学校に派遣する。	継続	学校教育課
教育相談の時間の確保	各学校で、教育相談の期日や期間を決めて実施する。子どもの心の発達や学習面での相談等保護者の要望に応じて実施する。	継続	学校教育課
チャレンジスクール（適応指導教室）	不登校児童・生徒のための教室を開き、自立を促すための助言・指導を行うとともに、学校へ復帰できることを目指す。学習指導の他に、遠足、体験学習、スポーツ等も実施する。旧大井川地区、旧焼津南部地区から通級してくる児童・生徒に対応できるように、大井川教室（仮称）を開設する。	拡充	学校教育課
要保護児童対策地域協議会学齢児部会	被虐待児童生徒、発達障害、問題行動、不登校児童生徒への具体的支援策を協議する。関係機関（児童相談所、市立病院、焼津警察署、青少年教育相談センター、適応指導教室指導員、巡回相談員等）からなる小委員会を年 10 回開催する。教職員を対象とした講演会、研修会を年 1 回実施する。	継続	学校教育課
生徒指導対策委員会	各小・中学校における校長、学年主任、生徒指導主事（主任）不登校担当、養護教諭等からなる生徒指導全般にわたる委員会であり、不登校の解消や問題行動の対応等児童生徒の健全な育成に向けての協議を行う。	継続	学校教育課
小学校 1 年生学級支援事業（県事業）	義務教育初年度において、小学校 1 年生の児童が円滑な集団生活への適応ができるように支援する。	継続	学校教育課
静岡式 35 人学級編制（県事業）	学習面、生活面において大きな発展期にあたる中学校 1 年生及び 2 年生を支援する。	拡充	学校教育課
特別支援教育支援員等の配置	小学校 1 年生支援事業（県事業）及び特別支援教育支援事業（県事業）において配属されない小・中学校に、市が支援員を配置し、学習活動が円滑にできるように支援を行う。また、特別な配慮を必要とする個人に対し支援をするための支援員を配置する。	継続	学校教育課
中学校 A L T（英語指導助手）の派遣	中学校において、外国人 A L T による生きた英語教育を実践する。	継続	学校教育課
小学校英語講師派遣事業	平成 21 年度より 4 名となった小学校 A L T が市内小学校 13 校を巡回し、英語活動の補助指導を行う。	継続	学校教育課
学校公開	各学校において、授業や行事を保護者や地域の方に公開し、学校の教育活動を理解していただく。また、地域の方からの意見を参考にして、今後の教育活動に活かす。	継続	学校教育課

事業名	事業内容	平成26年度 方向性	担当課
学校体育館開放	スポーツ少年団等の子どもに対しては午後7時まで、成人向けには、社会体育活動として午後7時から9時まで開放する。	継続	スポーツ振興課
初任者研修会(県事業)	初任者教員の質の向上を図る。	継続	学校教育課
10年研修会(県事業)	教職10年経験者の質の向上を図る。	継続	学校教育課
研修主任研修会	校内研修を推進し、教職員の指導力向上のために、研修主任の役割について学ぶ。	継続	学校教育課
市教委学校訪問	幼稚園、学校教育体制の確立と振興、充実を図るための指導及び助言を行う。	継続	学校教育課
小中学校校舎・屋内運動場・耐震化事業	小中学校の地震対策として、校舎・屋内運動場の改築・補強・改修工事を実施する。	継続	教育総務課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

[現状と課題]

家庭はすべての教育の出発点であり、親子の絆や家族のふれあいを通じて、子どもの人間形成の基礎を培う最も重要な役割を持っています。

ところが、核家族化や地域とのつながりの希薄化、働く女性の増加等、子育て家庭の環境は大きく変化しており、親の家庭教育に関する考え方にも変化が生じています。

子どもにとって、家庭は最初の集団で人間成長の基盤となることを再認識し、本来果たすべき役割を見つめ直していくことが大切です。

本市では、パパママ教室や子育て講演会、家庭教育学級など、家庭における教育力の向上に努めるとともに、親の会や子ども会活動への支援など、家庭と地域が連携して教育していく体制の確立に取り組んできました。

しかし、アンケート調査では、母親、両親教室、育児教室の利用者は約3割となっているものの、地域子育て支援センターを利用してよかったと感じている人の割合は、平成16年の調査に比べ24.2ポイントの増加がみられます。

育児不安の解消のため、地域における子育て家庭との交流の場をより一層充実させるよう努めるとともに、今後も関係事業の周知を図り、サービスの利用を促進し、家庭と地域が連携して教育していく体制を強化する必要があります。

[施策の方向性]

子育てやしつけに関する知識、子どもとの接し方など、親としての心構えや生活態度について保護者が学習する機会を充実するとともに、相談体制の整備や、家庭教育学級や子ども関連の講座開催、保護者同士が育児について気軽に情報交換や相談ができる子育てグループへの支援などを通じて、家庭における教育力の向上を図ります。

また、地域の大人が積極的に子育てに関わっていくことの重要性を啓発するとともに、家庭、学校、地域が連携して地域における教育力の向上を図ります。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成26年度 方向性	担当課
パパママ教室（再掲）	初産婦及びその夫を対象に妊娠・出産・育児について、情報交換や知識を深めるための講座を開催する。	拡充	保健センター
P T A 教育講演会	子育てや教育等に関して、保護者への啓発を図るために各学校で実施する。	継続	学校教育課
子育て講演会	小学校に入学する子どもの保護者を対象に、子育てに関する講演会を実施する。	全13校で実施	社会教育課
家庭教育学級	小学生以下の子どもの保護者を対象に、子育てについてお互いに学習する勉強会を開催する。また、学級の統廃合や新規開設も促しながら、参加しやすい学級を開設する。	継続	社会教育課
父親のための家庭教育出前講座	中学生以下の子どもの父親を対象に、家庭教育についての講座を開催する。また、企業へのチラシ配布等を行い、父親の子育て参加の啓発を行う。	継続	社会教育課
焼津市親の会	不登校児童生徒の保護者支援のための研修交流会を実施する。	継続	学校教育課
子ども会活動への支援（再掲）	青少年の健全な育成を図るため、子ども会並びに児童文化の発展のための事業を実施している焼津市子ども会連合会に対して、補助金の交付等の活動支援を行う。	継続	社会教育課
家庭教育ネットワークの派遣（再掲）	子育てグループの自主的運営を補助するとともに、グループ間の交流事業を企画し、グループ相互のネットワーク化を図る。また、家庭の教育力向上のための講演会、講座等の企画、運営を行い、多方面からの家庭教育力充実視線を行う。	継続	社会教育課
子育てグループ（再掲）	就園前の子どもと保護者を対象に、子育てについての学習やお互いの交流を図るため、子育てグループの活動を支援する。	各公民館に1つ以上の子育てグループを設置	社会教育課
地域子育て支援センター（再掲）	子育て親子の交流の場を提供するとともに、育児相談を行ったり、園庭や専用スペースにおいて、各種催し物や講座などを実施して、地域の子育て家庭を支援する。	直営1施設 委託5施設 延べ利用者数 80,000人 延べ相談件数 2,500件	児童課
地域における通学合宿（再掲）	地域の宿泊可能な施設を拠点に、年齢の異なる子どもたちが共同生活しながら登下校する。実施主体は地域の実行委員会。	維持	社会教育課

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

[現状と課題]

テレビや新聞、インターネット、携帯電話、雑誌、ビデオ、ゲーム等、様々なメディアを通じて、性や薬物、暴力等の過激な情報が氾濫しています。

こうした情報は、子どもでも身近なところで手軽に入手できる環境にあり、援助交際や売春、薬物乱用、誘拐等、子どもにかかわる様々な犯罪を起こす引き金としても懸念されています。

本市では、生徒指導・補導活動や教育相談センター補導活動、青少年教育相談センター環境浄化を進め、子どもが心豊かに育つための環境の確保に取り組んできました。

しかし、インターネット通信による有害サイトなど、子どもの健全な成長を阻害する情報は、周囲の大人が防ぎにくい形で氾濫しています。また、近年では、携帯電話の普及により、より身近に有害サイト等の情報が入手しやすい環境となっていることから、携帯電話の利用等も含めた利用方法等の指導を行う必要があります。

そのため、今後も引き続き、法律や条例などの効果的な運用を図り、関係団体や事業者による自主規制はもとより、家庭、学校、地域社会、行政が一体となって、子どもが心豊かに育つための環境を確保する必要があります。

[施策の方向性]

有害図書やビデオの自動販売機撤去の働きかけなどの社会環境浄化活動を推進し、子どもを健全に育成できる環境づくりに取り組みます。

また、青少年健全育成に対する市民の理解と関心を深めるための広報活動を充実します。

さらに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進します。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成26年度 方向性	担当課
生徒指導・補導活動	児童・生徒の自己実現を図っていくために日常の中で、支援、援助活動を行う。	継続	学校教育課
青少年教育相談センター補導活動	市内10地区164人の補導員が、補導活動を実施する。	継続	社会教育課
青少年教育相談センター環境浄化	遊技場巡視、有害図書・ビデオ等健全育成化指導を実施する。	継続	社会教育課

4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の充実

[現状と課題]

地域において安全・安心で快適な住生活を営むことは子育て世帯の願いでもあります。

本市の公営住宅戸数は、ほぼ横ばいで推移しており、平成20年度で1,042戸となっています。

アンケート調査では、充実してほしい子育て支援として「子どもの成長や家族人数にみあった公営住宅の提供や、子育て世帯への住宅の資金融資など、住宅対策の充実」と回答した人は、就学前児童で24.0%、小学生で21.5%となっています。

引き続き、計画的に公的住宅の供給を図るとともに、民間の賃貸住宅入居者への支援や、良質な賃貸住宅の確保等が求められています。また、支援が必要な子育て家庭に対し、迅速な情報提供を行う必要があります。

また、今後も住宅の室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策にも対応が必要です。

[施策の方向性]

多様な住宅需要に応えるため、市営住宅の建替えや改善を推進するとともに、県や民間事業者などの供給主体と連携して、ライフスタイルの変化や住居への多様な市民の要望に対応した住宅の供給を促進します。

また、建築材料等により発生するシックハウス対策などへの助言、指導を充実します。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成26年度 方向性	担当課
特定優良賃貸住宅 家賃対策補助事業	子育て世帯、中堅ファミリー世帯を対象に良質で低廉な家賃の住宅を供給するため、民間借家市場を活用した特定優良賃貸住宅の入居者に対して家賃の減額補助を行う。また、公営住宅の供給計画を見直す中で、子育て世帯への供給についても検討する。	継続	住宅営繕課
勤労者住宅建設資金貸付事業	勤労者の持ち家促進を図るため、静岡県労働金庫に融資枠の1/3.0を協調融資し、低率の住宅ローンを行う。	協調率 1/3.0 利用件数 39件 融資額 390,000 千円	商工観光課
シックハウス対策	建築基準法の改正（H15年7月1日施行）により、シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げるため建築物に使用する建材の規制や換気設備の設置を行い、住宅性能表示制度と共に指導の強化が図られている。これらを踏まえ、対象となる住宅、学校、保育園、病院等の建替え、建設にあたって指導を行う。	継続	住宅営繕課
市営住宅建替事業 （公営住宅ストック総合改善事業）	需要動向（市営住宅入居者、待機者の割合）をふまえた事業計画により、老朽化した市営住宅の建替え推進を図る。また、建替え戸数30戸に対して15戸は子育て世代を中心とした間取りとするなど、高齢者・障害者等とのソーシャルミックスを図る。また、ライフスタイルに合った設備改修を行い、子育て世帯への住宅供給を図る。	継続	住宅営繕課

(2) 良好な居住環境の確保

[現状と課題]

地域において安全・安心で快適な住生活を営むことは子育て世帯の願いでもありません。

本市中心市街地の一部においては、住宅等が密集してオープンスペースが十分でないために市民が憩う場が不足するばかりでなく、災害や救急時に支障をきたす恐れが指摘されています。なお、歩道が設置されている道路には道路緑化を進めていますが、道路緑化されている沿線住民からは落ち葉などの苦情が多く寄せられています。

アンケート結果において、子どもとの外出で困ること・困ったことについて「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」と回答した人は、就学前児童で 18.4%、小学生で 27.7%、「緑や広い歩道が少ないなど、まちなみにゆとりとうるおいがいいこと」が就学前児童で 13.3%、小学生で 15.3%となっています。

引き続き、安心して子どもを育てるためには、良好な居住環境が確保されることが必要です。

[施策の方向性]

住民の理解と協力のもとに、中心市街地の総合的な住環境整備手法を検討します。

特に良好な市街地を形成するために、土地区画整理事業などにより良質な宅地を供給するとともに、中心市街地の居住環境の向上に努め、安全で住みやすい居住空間の確保と景観に配慮したまちづくりを進め、魅力ある居住環境の実現を目指します。



図 子どもとの外出で困ること・困ったこと

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成26年度 方向性	担当課
住宅市街地総合整備事業	住環境及び都市防災上問題の多い本町地区で、良質な住宅の供給や防災性に優れた居住環境の整備を図る目的で、老朽住宅の除却による建て替え促進、道路整備、優良再開発の合併施行による質の高い住宅の供給や商店街の核づくり等を図る。	継続	都市整備課

(3) 安全な道路交通環境の整備

[現状と課題]

子どもの安全を守るには、これから交通社会に参加する子ども一人ひとりが交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教育に力を入れるとともに、家庭における交通安全教育のアドバイスを行うなど、交通安全意識の高揚及びマナーの向上を図る必要があります。

アンケート結果において、子どもとの外出で困ること・困ったことについて「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」と回答した人は、就学前児童で18.4%、小学生で27.7%となっており、充実してほしい子育て支援として「ベビーベッドの設置やベビーカーを押して外出しやすい歩道の整備など、子どもや親子づれに配慮したまちづくり」と回答した人は、就学前児童で17.6%、小学生で9.3%となっています。自由意見においても、通学路に歩道や信号が設置されていない等、危険な所が多いので総点検してほしいとの意見もあります。

引き続き、交通安全施設事業や道路改良事業及び土地区画整理事業などにより、計画的な道路整備と、円滑で安全な通行の確保のための適切な道路維持管理が必要です。

[施策の方向性]

子どもや子ども連れの保護者を含めた全ての人が、安全・安心に通行できる道路交通環境の整備を進めます。

特に、通学時の児童・生徒の安全を確保するため、学校周辺の歩道や通学路の整備を進めます。

また、生活道路の整備を進め、維持管理を適切に行うとともに、災害時の避難、消防・救急活動に備え、住民の理解のもとに狭あい道路の解消に努めます。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成26年度 方向性	担当課
通学路の確保・点検・見直し	年度当初教職員が子ども達と一緒に集団下校して確認したり、避難訓練時に確認する。見直しについてはPTA、子ども会役員、警察等と協議して進める。	継続	学校教育課
主要幹線道路改良事業	道路改良事業に併せて、歩道の整備を行い、車道との分離による歩行者・自転車の円滑で安心な歩行空間の確保を行う。	継続	道路課
交通安全施設整備事業	歩道、自転車歩行者道、交差点改良、道路照明灯、防護柵、道路反射鏡等、道路状況に応じた交通安全施設を整備する。 歩道等の段差解消、誘導点字ブロックの設置等、道路のバリアフリー化を行う。	交差点識別カラー塗装箇所数 257箇所	道路課
西小川地区あんしん歩行エリア整備事業	事故発生率が高く、緊急に歩行者、自転車の安全対策を講ずる必要がある西小川地区約140haをあんしん歩行エリアとして指定し、総合的な交通安全対策を県公安委員会と道路管理者（静岡県、焼津市）の連携の下に実施する。	平成22年度まで実施	道路課
焼津駅北地区あんしん歩行エリア整備事業	事故発生率が高く、緊急に歩行者、自転車の安全対策を講ずる必要がある焼津駅北地区約130haをあんしん歩行エリアとして指定し、総合的な交通安全対策を県公安委員会と道路管理者（静岡県、焼津市）の連携の下に実施する。	平成24年度まで実施	道路課
東益津教育施設等周辺交通環境整備事業	東益津地区における小・中学校をはじめとする教育施設（保育園、幼稚園、高等学校、公民館など）の周辺部の通学路等をはじめ周辺道路の交通安全対策を実施し、交通事故の削減と人優先の道路交通環境の強化を図ると共に、交通ルールの遵守と規範意識の高揚等の啓発を児童・生徒などから家族や身近な人達に発信して頂き、ハード・ソフトの両面による総合的な人に優しい交通安全対策を行い交通事故の削減を図るものです。	平成22年度まで実施	道路課
大富教育施設等周辺交通環境整備事業	大富地区における小・中学校をはじめとする教育施設（保育園、幼稚園、大学、公民館など）の周辺部の通学路等をはじめ周辺道路の交通安全対策を実施し、交通事故の削減と人優先の道路交通環境の強化を図ると共に、交通ルールの遵守と規範意識の高揚等の啓発を児童・生徒などから家族や身近な人達に発信して頂き、ハード・ソフトの両面による総合的な人に優しい交通安全対策を行い交通事故の削減を図るものです。	平成24年度まで実施	道路課

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
1160 号線歩道整備事業	下江留地区の市道 0208 号線（田沼街道）から大井川西小学校東側迄の区間における道路に歩道を設置することにより、学童をはじめとする歩行者の安全な通行の確保と車両の通行改善を図るものです。	継続	道路課
1585 号線歩道整備事業	吉永地区の主要地方道焼津榛原線から志太田中川東側迄の区間における道路に歩道を設置することにより、学童をはじめとする歩行者の安全な通行の確保と車両の通行改善を図るものです。	継続	道路課
0217 号線歩道整備事業	利右衛門地区の県道島田大井川線から市道 0202 号線（都市計画道路志太東幹線）迄の区間における道路の東側に歩道を設置することにより、学童をはじめとする歩行者の安全な通行の確保と車両の通行改善を図るものです。	平成 22 年度まで実施	道路課

(4) 安心して外出できる環境の整備

[現状と課題]

安心して子育てをするためには、子どもを連れていても気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備する必要があります。

本市では、市内102公園中61公園にトイレが設置されて、その内33公園がユニバーサルデザイン化されています。

アンケート結果において、子どもとの外出で困ること・困ったことについて「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと」、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」の割合が前回に比べ減少しており、一定の効果があったことが伺われますが、引き続き、歩行空間の整備や公共施設の整備の際に、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を取り入れて、すべての人が利用しやすい公共施設などの整備を進める必要があります。

また、公園トイレは、器具の破壊や若者の溜まり場、浮浪者の住みつきなど維持管理上の問題があり、隣接する住居の理解も必要となります。

[施策の方向性]

誰もが安心して快適に移動できるように、歩道と車道の段差解消など、道路のバリアフリー化を進めます。

また、公共施設や大型店舗などに、保育室、授乳室、おむつ交換のできるスペースなどの設置の促進を図るなど、子どもたちや妊婦にとっても使いやすい施設を目指し、不特定多数の人が利用する建築物、道路、公園の整備を進めます。

さらに、市民の安全な交通手段として、バスなどによる公共交通の確保と充実に努めます。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
ベビーベッド、ベビーチェアの設置	市民課窓口、福祉事務所、保健センター、大井川市民サービスセンターにベビーベッド、ベビーチェアを設置している。	維持	市民課 児童課 保健センター 大井川市民サービスセンター
自主運行バス運営事業	買物、通勤通学及び通院などの身近な生活交通として、誰もが乗り降りしやすい小型低床バス焼津循環線「ゆりかもめ」、「さつき」大井川循環線「すいせん」、「さくらえび」を運行する。	継続	生活安全課
ユニバーサルデザインを採用した公共施設の建設	福祉のまちづくり条例、ハートビル法の基準に従い、設計段階からトイレ、廊下、エレベーター等にユニバーサルデザインの採用を前提とした検討を行う。	継続	住宅営繕課
焼津駅及び西焼津駅前広場移動円滑化整備	焼津・西焼津両駅周辺の重点整備地区において、バリアフリー施設の連続的な整備を図るため、公共交通事業者、道路事業者、交通安全事業者がお互いに協力し、2012年を目標として安全に快適に通行できる移動空間の整備を進める。	継続	都市整備課

(5) 魅力ある遊び場の確保

[現状と課題]

本市の公園の整備数は、年々増加し、平成20年度において102箇所となっていますが、人口1人当たり公園面積は4.38㎡で、静岡県の7.97㎡、全国の9.39㎡（平成20年度末現在）と比べて低い水準となっています。

アンケート結果において、家の近くの子どもの遊び場を感じていることについては、「遊具などの種類が充実していない」と回答した人は、就学前児童で30.1%、小学生で29.5%となっており、充実してほしい子育て支援として「公園、児童センターなど子どもの遊び場の充実」と回答した人は、就学前児童で50.7%、小学生で56.0%となっています。

自由意見において、子どもの遊び場を求める声が多く、既存の施設や様々な場所や道具等を活用し、子どもが遊びを通じて自主性や社会性を身につけ、人格の発達を促す自立教育を支援する必要があります。

また、子どもが安心して遊べるよう、より一層の安全の確保に努めた遊び場の提供を行う必要があります。

[施策の方向性]

土地区画整理事業などにより計画的に街区公園の整備を進めるとともに、市民の憩いの場やレクリエーション活動の場として、地域ニーズを十分に反映した近隣公園、地区公園の整備を進めます。

また、子どもたちの心に安らぎと潤いを与える場として、自然環境の保全、緑地の創出などに努めるとともに、屋外の遊び場だけでなく、親子でふれあえる屋内の遊び場を提供します。

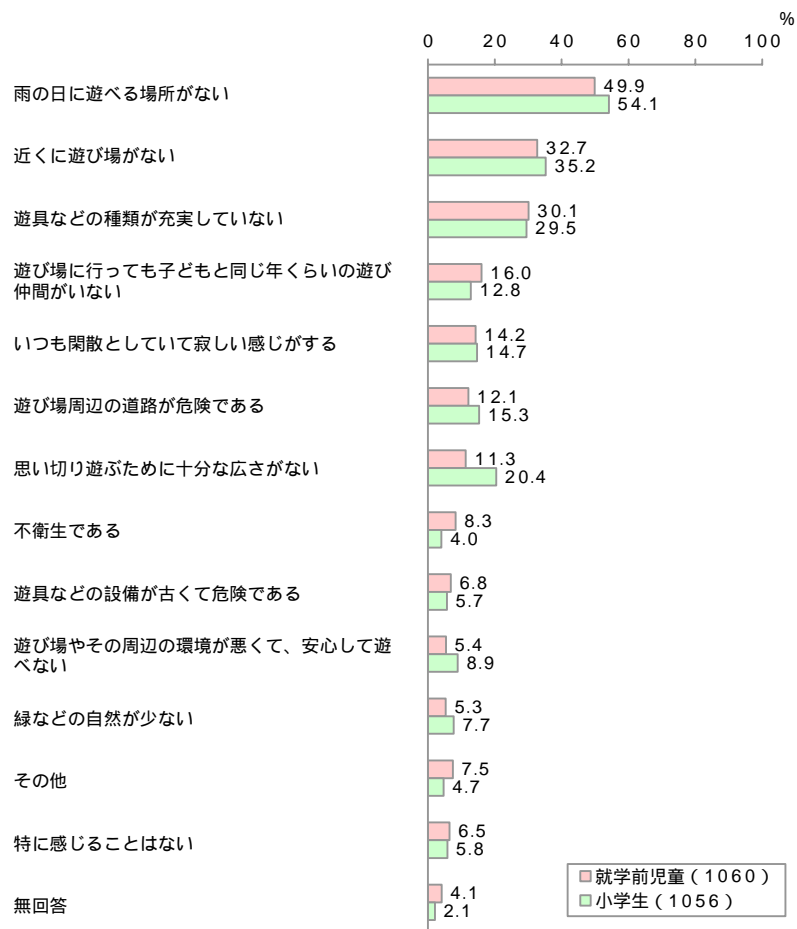


図 家の近くの子どもの遊び場に感じていること

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
子育てサポートルーム運営事業（再掲）	子育て家庭の親子が自由に利用できる子育て支援施設としての場所の提供と子育て支援に関する情報提供を行うとともに、育児相談も行う。	継続	児童課
ふれあいホール(親子ふれあい広場)の活用（再掲）	未就学児と保護者が自由に利用・交流できる場として、ふれあいホール内に設置した親子ふれあい広場の活用を推進する。	継続	社会教育課

事業名	事業内容	平成26年度 方向性	担当課
身近な公園の整備	土地地区画整理事業などに伴い、公園の目的や地域の特性等を考慮し、計画的に地区公園(石津西公園、大覚寺公園)や街区公園の整備を進める。	人口1人当たり面積 4.8㎡/人	都市整備課
親子ふれあいホール設置(再掲)	公民館の建て替えに合わせ、親子が自由に利用・交流することのできる場を設置する。	拡充	社会教育課
児童センター事業(再掲)	児童の健全な遊び場の提供や各種の教室を通して、児童の健全育成、健康増進を図る。	利用者数 17,000人	児童課

5 仕事と子育ての両立

(1) 子育てしやすい就労環境の促進

[現状と課題]

子育て中の親を取り巻く課題の1つとして、仕事を持つ多くの人が仕事を中心とした生活を送ることにより、家族とともに過ごす時間が自由にとることができないといった状況が指摘されています。こうした状況が、仕事と子育ての両立をより困難なものにしています。しかし、近年の社会状況の変化による家族観やライフスタイルの多様化に伴い、仕事と生活の調和の実現については、国のワーク・ライフ・バランス憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針において、労使を始め国民が積極的に取り組むことや、国や地方公共団体が支援することを定めるなど、社会全体の運動として広げていく動きが生まれました。

こうした中、男性も女性も自らの意思で職場や家庭、地域において活躍できる機会は増えており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図る必要があります。

また、事業主に対して、労働者が就業生活と家庭生活を両立できる職場環境の整備を働きかける一方、労働者に対しては制度の周知や意識改革を図る必要があります。

[施策の方向性]

男女を問わず全ての人が、職業生活と家庭生活とのバランスがとれ、育児休暇などの取得しやすい環境づくりを促進するために、広報・啓発、情報提供を積極的に行い、労働者、事業主の意識改革を図ります。

企業などが行う男女共同参画推進等の研修に対し、アドバイザー派遣事業を行います。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成26年度 方向性	担当課
アドバイザー派遣 事業	企業等が行う男女共同参画推進等の研修に対し、アドバイザー（講師派遣経費は市が負担）を派遣する。	継続	企画調整課
広報・啓発・情報提 供	国、県等から寄せられる各種助成金・奨励金等の情報を提供するとともに、育児・介護休業等の制度の周知・普及を図る。	継続	商工観光課

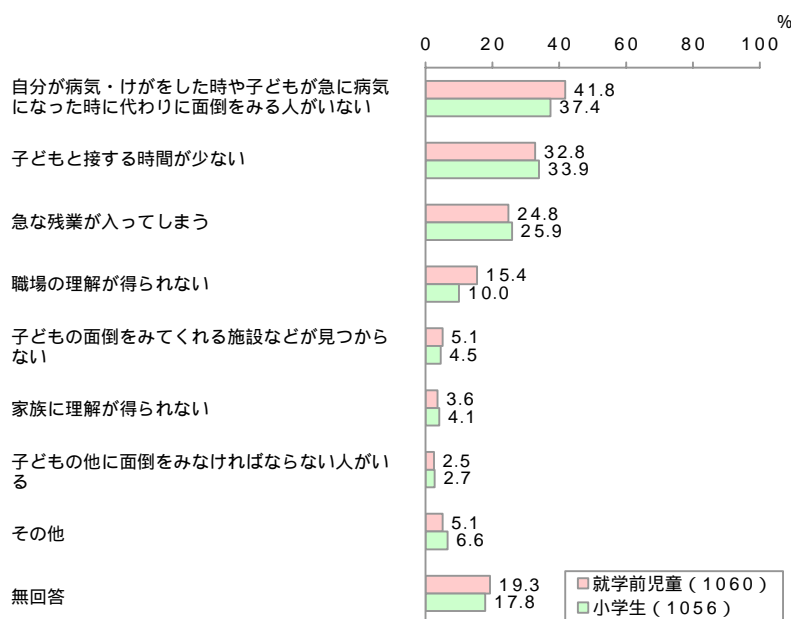
(2) 仕事と子育ての両立の推進

[現状と課題]

近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度、保育サービスの充実などにより、共働きの子育て家庭が増えています。勤務形態においても、土曜日や日曜日、祝日の勤務、パートタイム労働など多様化しており、また、現在就労していない母親でも潜在的な就労意向を持つ人が多くなっています。このため、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者のニーズを踏まえたサービスの提供体制を整備することが求められています。

アンケート結果において、仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることについて、「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」、「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」などの意見が多くなっています。また、男女とも、子育てをしながら働き続けるために必要なことについて、「子育てに関する施設・サービスを向上する」と回答した人は、就学前児童で30.8%、小学生で27.7%となっています。

引き続き、子育て中の親が働きやすい保育環境や子育てと両立できる職場環境の整備に加えて、市民ニーズに応じた保育サービスの充実と周知を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。



仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

[施策の方向性]

家庭と仕事を両立できるよう、多様な子育て支援体制を整備するとともに、情報提供や相談事業など、必要なサポート体制の充実を図ります。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成26年度 方向性	担当課
広報・啓発・情報提供（再掲）	国、県等から寄せられる各種助成金・奨励金等の情報を提供するとともに、育児・介護休業等の制度の周知・普及を図る。	継続	商工観光課
通常保育事業（再掲）	保護者の就労等のため保育に欠ける0歳から就学前の子どもを保育所において保育する。	公私立保育所 全13園 入所定員 1,560人 月平均入所児童数 1,600人	児童課
延長保育事業（再掲）	11時間の通常保育の前後において、30分または1時間延長して保育を行う。	公私立保育所 全13園 1日当たり利用児童数 167人	児童課
一時預かり事業（再掲）	急病、短期間勤務、育児疲れ解消等のために一時的に保育を行う。	公私立保育所 全13園 1日当たり利用児童数 18人	児童課
病後児保育事業（再掲）	傷病の回復期にある児童を、集団保育が困難な期間、保育所等において一時的に預かる。	実施箇所数 3箇所	児童課
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	子どもをみてほしい人と子どもの世話ができる人が登録し、相互援助の形で、急な残業などにより、保護者が保育所の送迎に行けないときなどに保護者に代わり送迎する等の子育てを支援する。	会員数の増加	児童課
保育ママ事業（再掲）	保育士等の資格をもつ者を「保育ママ」として認定し、「保育ママ」の自宅で児童を保育することを委託する。	保育ママ登録者 2人 保育ママ利用児童数 6人	児童課

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
放課後児童クラブ (再掲)	昼間保護者のいない家庭の、主に小学校低学年児童を対象に、放課後、生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成を図る。	18 クラブ 児童数 750 人	児童課
心身障害児放課後 対策事業「障害児放 課後児童クラブ」	特別支援学校及び市内小中学校特別支援学級の児童生徒を対象とした障害児放課後児童クラブを整備運営する。	拡充	地域福祉課
預かり保育事業(再 掲)	幼稚園終業後も、保護者のニーズに合わせ継続して保育を行う。	継続	私立幼稚園
幼稚園預かり保育 事業の検討(再掲)	公立幼稚園における預かり保育事業について、実施の方向性を検討する。	検討	教育総務課

(3) 再就職支援の充実

[現状と課題]

就労経験をもつ母親の多くは、出産を契機として退職し、子どもの成長とともに再就労するケースがみられ、母親の就労に対する意識の高さがうかがえます。

アンケート調査によると、出産前後の就労状況は、「離職した」が約4割、「出産1年前にすでに働いていなかった」が約3割となっています。また、現在、就労していない親の内、就労希望のある親の割合は高く、再就職に対する相談や支援事業の周知を図る必要があります。

引き続き、再就職を希望する女性のための相談事業や、就業に役立つ技能習得の支援、就労についての情報提供など女性が再就職しやすい環境を充実する必要があります。

【就学前児童】

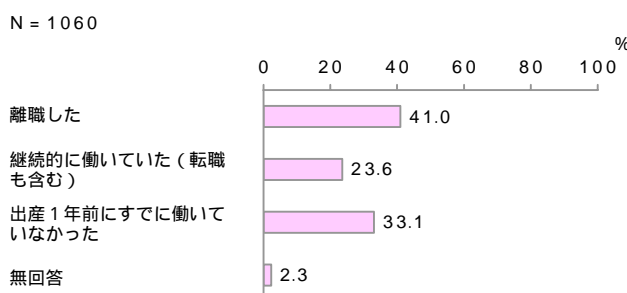


図 出産前後の就労状況

[施策の方向性]

結婚や出産、子育てなどの理由で退職した女性の再就職の機会を確保するため、労働教育事業やハローワーク（公共職業安定所）での就労斡旋事業等を行うとともに、情報提供や相談事業等の充実を図ります。

また、就職を希望する人がスムーズに就職できるよう、就労に必要な知識や技術を習得しやすい環境づくりを進めます。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
スキルアップ事業	就業に役立つパソコン技能講習教室を開催する。	開催回数 768 回 利用者数 2,760 人	商工観光課
情報提供事業	サンライフ焼津において、就職情報コーナーを設置する。	利用者数 500 人	商工観光課
相談事業	サンライフ焼津に就職相談員を配置し、内職相談等を行う。	利用者数 250 人	商工観光課

(4) 男女共同参画の推進

[現状と課題]

「男は仕事、女は家庭と仕事」という性別役割分担を強いられる傾向があり、アンケート調査においても、母親が子どもの身の回りの世話を主におこなっている割合は就学前児童で94.5%、就学児童で89.3%となっています。男女が協力して家庭責任を果たし調和のとれた生活が送れるように家庭内の性別役割分担の見直しが求められています。

本市では、「焼津市男女共同参画プラン」を策定し、「男女共同参画社会の形成」を基本理念としてまちづくりを進めています。

アンケート調査によると、配偶者、パートナーが子育てにかかわっている程度について、「あまり関わっていない」と「まったく関わっていない」をあわせた子育てにかかわっていない人が、就学前児童で13.6%、小学生で14.8%となっており、前回に比べ就学前児童で3.5ポイント、小学生で2.1ポイントの減少としています。

しかし、自由意見においては、性別役割分業意識が慣習という形で根強く残っていることが伺われ、引き続き、幼児期からの男女平等理念の浸透や、社会教育の充実等によって男女共同参画社会実現の必要性を積極的に啓発することが必要です。

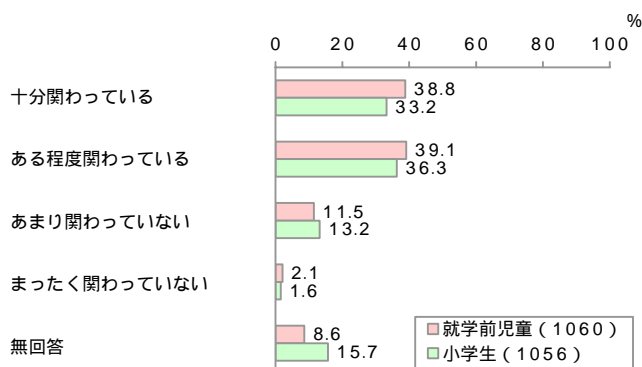


図 配偶者、パートナーが子育てにかかわっている程度

[施策の方向性]

「焼津市男女共同参画プラン」に基づき、情報紙の発行やセミナー、フォーラムの開催などを行い、家庭、地域、職場など社会における制度の見直し、意識の改革等、男女共同参画社会実現の必要性を啓発します。

特に子育てについては、男女の区別なく家事や育児の責任を担えるよう、意識の高揚を図ります。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
父親のための家庭教育出前講座（再掲）	中学生以下の子どもを父親を対象に、家庭教育についての講座を開催する。また、企業へのチラシ配布等を行い、父親の子育て参加の啓発を行う。	継続	社会教育課
男女共同参画の啓発	セミナーとフォーラムを開催する。また、情報紙等を発行する。	継続	企画調整課
男女共同参画推進市民会議	男女共同参画行動計画の推進にあたり、広く市民に意見を求め、施策に反映させるために推進市民会議を設置する。	継続	企画調整課

6 子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

[現状と課題]

子どもは成長とともに行動範囲が拡大することから、交通事故に遭う危険性は増加するといえます。

子どもの安全を守るには、これから交通社会に参加する子ども一人ひとりが交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教育に力を入れるとともに、家庭における交通安全教育の助言を行うなど、交通安全意識の高揚及びマナーの向上を図る必要があります。

本市では、幼児から高校生までの交通事故傷者数の推移は、ここ数年は若干減少傾向にあり、平成20年においては201件となっていますが、引き続き、市民一人ひとりが交通マナーを守るという姿勢が大切であり、家庭・地域においても一層の交通安全教育の推進と交通安全意識の啓発が必要です。

また、子どもが親から離れる通学時等の安全を確保するためには、警察署をはじめとする関係機関と地域の更なる連携強化を図った交通安全対策が重要です。

[施策の方向性]

市民一人ひとりの交通安全意識を啓発するため、広報や交通安全指導員による街頭指導などにより交通マナーの向上を図ります。

交通安全教室の開催など、関係機関と連携し、幼児をはじめ児童・生徒とともに保護者への交通安全教育を充実するとともに、正しい知識の普及啓発活動を行います。

また、車両進入禁止や一方通行等各種交通規制による生活道路の安全確保や児童・生徒の通学路の安全性向上など、地域の交通事情に応じた取り組みを警察署の協力を得ながら進めます。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
交通安全教室	各学校の計画に基づき、児童生徒を対象に行う。	継続	学校教育課
交通安全啓発事業 幼児対策事業	保護者を対象に、交通安全教室などの交通安全啓発活動やシートベルト着用などの交通安全指導を行う。	継続	生活安全課
交通安全啓発事業 園児対策事業	園児や保護者を対象とした、入園おめでとう交通安全キャンペーン、交通安全教室、七夕に祈る交通安全教室などの交通安全啓発活動や交通安全指導を行う。 焼津市内の全保育園・幼稚園の新入園児に交通安全チラシを配布する。	継続	生活安全課
交通安全啓発事業 小学生対策事業	児童を対象とした、入学おめでとう交通安全キャンペーン、交通安全教室、自転車の正しい乗り方教室などの交通安全啓発活動や交通安全指導を行う。 児童・保護者を対象に、交通安全リーダーと父母と交通安全を語る会の開催。 焼津市交通安全こども自転車大会の開催。	継続	生活安全課 学校教育課
交通安全啓発事業 中学生対策事業	生徒を対象に、交通安全教室などの交通安全啓発活動や交通安全指導を行う。 焼津市内の全中学校に交通安全チラシを配布する。	継続	生活安全課
交通安全啓発事業 高校生対策事業	生徒を対象に、交通安全教室、自転車の正しい乗り方指導、サイクリストリーダーセミナーなどを開催し、交通安全啓発活動や交通安全指導を行う。 モデル高校を選定し、1年間重点的に交通安全教育や街頭における自転車の正しい乗り方指導を実施する。 通学時に街頭指導などを実施し、自転車走行の指導を行う。	継続	生活安全課

(2) 子どもを災害や犯罪等の被害から守るための活動の推進

[現状と課題]

近年、都市化の進展や市民のライフスタイルの多様化などに伴い、犯罪発生状況は高水準にあり、子どもが巻き込まれる犯罪も多く発生しています。また、社会情勢を反映して、犯罪の複雑・多様化、凶悪化、陰湿化、低年齢化も進んでいます。このため、地域における防犯対策や意識の向上が求められています。

本市では、各学校で不審者対応マニュアルを作成し、不審者に係わる対応についても実践に結びつくような研修や訓練を行ったり、計画的に自然災害や火災等を想定した避難訓練を行い、特に東海地震を想定しての避難訓練に力を入れています。

アンケート調査によると、子どもとの外出で困ること・困ったこととして「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配であること」と回答した人は、就学前児童で21.1%、小学生で40.4%となっています。

自由意見において、子ども安全の確保に対する不安が多く、引き続き、市民一人ひとりが防犯意識を高めるとともに、関係機関と家庭、学校、地域社会が連携して、防犯活動や防犯体制を一層強化していくことが必要です。

また、不幸にして犯罪などの被害を受けてしまった子どもに対しては、精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援する対策が必要です。

さらに、東海地震の発生により相当な被害が出ることが予想される本市では、防災・減災への取り組みを強化し、子どもの安全を確保することも課題となっており、地域の中でのふれあいを通じた見守り活動の充実が求められています。

[施策の方向性]

自主的な防犯対策が講じられるよう、地域や関係機関と連携して防犯に対する意識の高揚を図るとともに、自主的な防犯活動を行う団体の育成と支援に努め、地域ぐるみの防犯体制を充実します。

各学校における防犯教室や、関係団体との連携による巡回活動などを推進します。

犯罪の温床となる暗闇解消のため、自治会との連携により防犯灯の設置や維持管理を促進します。

また、犯罪などの被害を受けた児童の支援と立ち直りをサポートするため、相談体制を充実し、被害を受けた児童の保護者についても相談、カウンセリングを実施します。

自然災害等に対しては、自主防災組織や消防団など地域における防災体制を強化し、避難地、避難路の確保に努めます。

また、学校施設の耐震化を図るとともに、学校と地域が連携し、計画的な避難訓練の実施や防災知識の普及を図り、子どもの安全確保に努めます。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
防犯活動の推進	市民の防犯思想の高揚を図り、防犯活動を推進するため、「こどもを守る家」、「地域安全活動支援」等の防犯事業を行う防犯協会を支援する。	継続	生活安全課
地区安全会議	犯罪の起きにくい地域づくりを目的に、中学校区程度の範囲の地域における自治会、学校等により自主的に結成される「地区安全会議」の設立・活動を支援する。	継続	生活安全課
各学校の不審者対応によるマニュアル作成及び研修の推進	マニュアルの作成とともに防犯教室（教職員のためのもの、児童生徒のためのもの）を実施する。	継続	学校教育課
各学校の地震に関わる新情報体系による防災マニュアルの作成	新情報体系を基じたマニュアルを再度見直し、作成するとともに職員の共通理解を図る。	継続	学校教育課

事業名	事業内容	平成26年度 方向性	担当課
避難訓練・不審者対策想定訓練	各学校で計画的に自然災害や火災等を想定した避難訓練を行う。特に東海地震を想定しての避難訓練に力を入れている。また、不審者に係わる対応についても実践に結びつくような研修や訓練を行う。	継続	学校教育課
防災に関わる地域と学校の連携を図るための地域防災連絡会議（県事業）	学校と地域防災とが連絡会を開き、共通理解することを通して実際の対応が、より効果的になるようにする。	継続	学校教育課
幼年消防クラブ	焼津市の幼稚園及び保育園を対象に3歳以上の園児で組織し、花火教室や防火講座を通じて防火の指導、意識啓発を行う。	継続	予防課
少年消防夏季教室	焼津市少年消防クラブ員が消防署に1日体験入署して、防火講話・消火・救助訓練・非常食の試食等を行う。	継続	予防課
公園の管理・運営体制の充実	樹木の適切な剪定等により周囲からの見通しを確保するとともに、市民参加による公園の管理運営を導入し、地域住民が協力して子どもを見守るような環境づくりに努める。長寿命化計画を策定し、施設の維持修繕を実施する。	継続	都市整備課
家庭児童相談事業（再掲）	家庭児童相談室において、児童全般にわたる相談事業を行う。	継続	児童課
スクールカウンセラー活用事業（県事業）（再掲）	カウンセリング技能を持った専門家を市内全小・中学校に配置する。	継続	学校教育課
心の教室相談員の配置（再掲）	児童生徒の精神的安定を図るため、心の教室相談員を全小中学校に配置する。また、相談員の情報交換のため研修会を年3回実施する。	継続	学校教育課
カウンセラーの派遣（再掲）	不登校児童・生徒、保護者とのカウンセリングや、犯罪・いじめ等にあった児童・生徒の精神的ケアを行うため、市のカウンセラーを各小中学校に派遣する。	継続	学校教育課
子育て教室（再掲）	離乳食、病気の手当て、事故予防等小児科医師及び歯科医師の講義、母親同士の情報交換等、子育てに関する保護者の学習の場として開催する。	継続	保健センター
乳児家庭全戸訪問	家庭訪問時、「わが家の安心ガイドブック」等を配布し周知している。	継続	保健センター
小中学校校舎・屋内運動場・耐震化事業（再掲）	小中学校の地震対策として、校舎・屋内運動場の改築・補強・改修工事を実施する。	継続	教育総務課

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
防犯灯の設置促進	夜間の安全の確保のため自治会の防犯灯設置および維持管理の経費に対し補助する。	継続 11,700 灯 (年度設置 260 灯)	総務課
各学校区での子ども見守り隊活動の推進	「スクールガードリーダー」3 名が、焼津市を北部、南部、大井川地区に分かれて週 3 回、年間 90 日、一日 1 校を巡回する。各校においては「子ども見守り隊」が組織され、子どもの登下校時間を中心に、子どもの安全を守るために活動する。	継続	学校教育課

7 特別な援助が必要な家庭の支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

[現状と課題]

近年、少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報のはん濫などを背景に、母親の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、様々な不安を抱え、悩み続けているといわれています。さらに、親自身の育児や生活上のストレスなどの様々な要因が複雑に絡み合い、わが子を虐待してしまう親の増加が大きな問題となっています。虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすことになり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市の相談における虐待対応件数は、平成18年度は40件と多かったものの、その他の年度は20件台で推移しています。

虐待の未然防止という意味からも、親の育児に関する相談体制や指導体制の充実が必要です。

アンケート調査によると、虐待を見聞きした経験については、就学前児童、小学生ともに約1割となっています。また、そのときの対応については、プライバシーに関わる問題であるために適切な対応ができず、発見が遅れる場合があり、通報等の虐待を未然に防ぐ体制の周知を図る必要があります。

誰しもが虐待の加害者になる危険性があるという前提にたち、関係機関が連携して早期発見と早期対応を図り、再発防止に向けた取り組みを充実する必要があります。

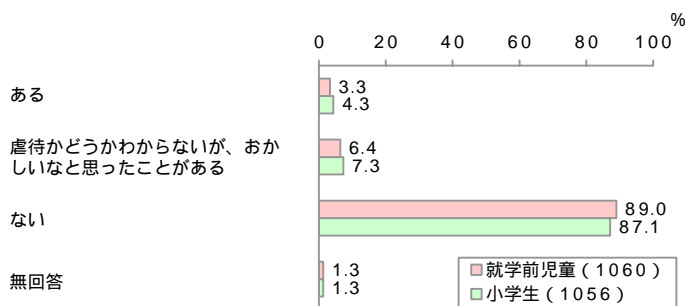


図 身近なところで、子どもの虐待を見たり聞いたりした経験

[施策の方向性]

子どもへの身体的・心理的虐待や養育の放棄などに対して、関係機関と協力して発
生予防、早期発見、早期対応を図るとともに、被害を受けた子ども及び関係者への心
のケアや再発防止に向けた総合的な取り組みを支援します。

また、地域や学校において、虐待への対応などの知識の普及啓発に努めます。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
学校における虐待 防止の手引きの活 用	手引きを作成、各学校に配布し、研修等での 活用を図る。	継続	学校教育課
要保護児童対策地 域協議会学齢児部 会（再掲）	被虐待児童生徒、発達障害、問題行動、不登 校児童生徒への具体的支援策を協議する。関 係機関（児童相談所、市立病院、焼津警察署、 青少年教育相談センター、適応指導教室指導 員、巡回相談員等）からなる小委員会を年 10 回開催する。教職員を対象とした講演会、研 修会を年 1 回実施する。	継続	学校教育課
要保護児童対策地 域協議会	児童虐待、DV 等への早期発見、早期対応、 被害者及び関係者の支援の対応をする総合的 な援助体制の整備と各機関との連携を図る。	継続	児童課
育児不安虐待予防 教室（再掲）	健診・相談の中で、育児不安のある母親等を 対象に、育児上の悩みや疲労を軽減し、より 良い育児環境をつくるための教室を開催す る。	継続	保健センター
要保護児童対策地 域協議会乳幼児部 会（再掲）	乳幼児期から就学までを対象に、保健、医療、 福祉、教育の 4 領域の関係機関・団体が連携 し地域における子育て支援を行う。	拡充	保健センター
乳幼児健診・相談	育児不安や育児困難等母親の訴えを受け止 め、子育て支援の場とする。	継続	保健センター
各健診・相談の未健 診児対策事業	受診通知の発送、電話による受診勧奨、家庭 訪問等により、育児不安等の相談を行う。	継続	保健センター

(2) ひとり親家庭や特別な援助が必要な家庭の自立支援の推進

[現状と課題]

ひとり親家庭では、家事・育児の負担が大きく家庭でも様々な問題を抱えているほか、経済的な不安を抱えるケースが少なくありません。

本市では、離婚件数は260件前後で推移し、生活保護法による援護世帯数は年々増加しています。

精神的・身体的・経済的に負担の大きいひとり親家庭に対して、情報提供を積極的に行うとともに、相談体制の充実を図り、自立に向けた支援の充実が課題となっています。

自由意見においても、ひとり親家庭の経済的支援を望む声が多く、引き続き、経済的な援助はもとより、精神的な安定・自立が図られる環境づくりや生活環境の向上への配慮が必要です。

[施策の方向性]

各種手当や貸付制度の展開、家事援助者の派遣を検討するなど、必要な援護対策を講じます。

ひとり親家庭が抱える問題に適切に対応できるよう、相談・指導体制を充実します。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成26年度 方向性	担当課
就学援助事業要保護及び準要保護児童 生徒就学援助費・特別支援教育就学奨励費（再掲）	経済的理由によって、小中学校の教育費の負担が困難な家庭を対象に援助を行う。	継続	教育総務課
幼稚園就園奨励費補助金（再掲）	幼稚園に3歳児から5歳児の幼児を通園させている家庭を対象に保育料の一部を補助する。	継続	教育総務課

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
児童扶養手当（再掲）	母子家庭等の児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する。	継続	児童課
母子家庭等医療費助成事業（再掲）	母子世帯等の医療費個人負担分を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。	継続	児童課
母子福祉資金（県事業）（再掲）	県事業として行われている母子家庭を対象とした各種資金貸付申請の受付及び市広報紙への掲載によるPRを行う。	継続	児童課
母子家庭自立支援費給付事業（再掲）	母子家庭の母親が、就労のため、資格取得を目的に教育訓練を受けた場合、その経費の一部を助成する。	継続	児童課
奨学金貸付事業（再掲）	経済的理由によって、高等学校等の修学が困難な者に対し学資を貸与する。	継続	地域福祉課

(3) 障害児施策の充実

[現状と課題]

障害や発達に遅れのある子どもの自立や社会参加に向け、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した支援体制の充実が求められています。

本市では、障害児数は年々増加している中、自由意見において「どこへ相談に行ったらいいのかわからなかった」といった意見もあり、保護者の不安や負担を軽減できる相談体制の周知と充実を図る必要があります。

また、引き続き、保育園や学校現場や地域の行事などに障害児が参加し交流するなど、障害のある子どもも障害のない子どもも共に育っていける環境づくり、地域住民の意識啓発を図る必要があります。

さらに、障害のある子どもの家庭への経済的な支援や相談体制の確立、保護者などで作る親の会などへのサポートも不可欠です。

[施策の方向性]

障害児一人ひとりのニーズに合わせた一貫した支援体制を整備するとともに、より多くの場面で障害の有無に関わらず社会参加できる機会を確保するとともに、地域住民の障害に関する正しい理解の普及啓発に努めます。

また、相談に対して迅速かつ適切な対応が関係機関で図れるよう、情報の共有化や関連事業の周知など、関係機関との連携の強化を図ります。

[具体的な取り組み]

事業名	事業内容	平成 26 年度 方向性	担当課
就学指導委員会	障害のある幼児、児童、生徒の適正な就学に向けて、就学についての指導、助言を行う。	継続	学校教育課
就学相談	就学指導対象児の保護者との面談や、就学指導個票の提出があった幼稚園・保育園との連絡調整を行う。	継続	学校教育課
巡回相談	軽度発達障害児への指導、支援の具体的なアドバイスをするために各学校を訪問し指導する。	継続	学校教育課
特別支援教育研修会	各学校の特別支援教育コーディネーターが中心となり、主に軽度発達障害の子ども達を支援する。そのための個別支援計画作成等の研修会を年3回実施する。	継続	学校教育課
特別児童扶養手当 (県事業)	身体または知的障害をもつ 20 歳未満の児童を看護または療育している方に対する手当を支給する。	継続	地域福祉課
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障害を有するため日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の者に対し、障害児福祉手当の給付を行う。	継続	地域福祉課
重度心身障害児医療費助成(特児・知的・身障児童)	重度心身障害児を対象とした医療費助成を行う。	継続	地域福祉課
心身障害児援護事業	在宅重度心身障害児タクシー料金助成及び援護金支給事業、重度心身障害児及び介護者はり・きゅう・マッサージ助成事業、居宅介護、短期入所、生活介護、在宅心身障害児(者)デイサービス事業を行う。	継続	地域福祉課
心身障害児放課後対策事業「障害児放課後児童クラブ」 (再掲)	特別支援学校及び市内小中学校特別支援学級の児童生徒を対象とした障害児放課後児童クラブを整備運営する。	拡充	地域福祉課
身体障害者手帳、療育手帳交付(県事業)	身体障害者手帳及び療育手帳を交付する。	継続	地域福祉課
点字講習会	視覚障害者とのコミュニケーションを図るため、点訳奉仕員養成講座を開催する。	継続	地域福祉課
手話講習会	聴覚障害者とのコミュニケーションを図るため、手話奉仕員養成講座を開催する。	継続	地域福祉課
手話通訳者の派遣	聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、手話通訳が必要な場合、登録手話通訳者を派遣する。	拡充	地域福祉課

事業名	事業内容	平成26年度 方向性	担当課
補装具・日常生活用具給付事業	障害者に対して、社会生活の能力を向上させるため、補装具（義眼、補聴器、義肢、車椅子等）の交付の助成及び、日常生活が円滑に行えるようにするため日常生活用具（特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器等）の給付を行う。	継続	地域福祉課
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児等の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、日常生活用具の給付を行う。	継続	保健センター

ライフステージに合わせた施策展開

ライフステージ（乳幼児期、学童期、思春期）に沿った各施策や事業を総合的、計画的に展開します。

具体的な取り組み	乳幼児期 (0～5歳)	学童期 (6～12歳)	思春期 (13～19歳)	再掲
1 地域における子育ての支援				
(1) 地域における子育てサービスの充実				
1 つどいの広場事業				
2 子育てグループ				
3 ファミリー・サポート・センター事業				
4 子育てサポートルーム運営事業				
5 地域子育て支援センター				
6 保育ママ事業				
7 放課後児童クラブ				
8 放課後児童クラブ指導員の研修等の支援				
9 保育所園庭開放				
10 幼稚園園庭開放				
11 公開保育				
12 私立幼稚園教職員研修等補助事業				
13 ふれあいホール（親子ふれあい広場）の活用				
14 親子ふれあいホール設置				
(2) 保育サービスの充実				
1 通常保育事業				
2 延長保育事業				
3 一時預かり事業				
4 保育所地域活動事業				
5 病後児保育事業				
6 預かり保育事業				
7 公立幼稚園預かり保育事業の検討				
8 保育所施設整備事業				
(3) 相談窓口の充実				
1 女性相談室の設置				
2 家庭児童相談事業				
3 年齢に合わせた相談事業				
4 電話による育児相談				
5 スクールカウンセラー活用事業（県事業）				
6 青少年教育相談センター教育相談				
7 心の教室相談員の配置				
(4) 子育て支援のネットワークづくり				
1 子育てグループ				再掲
2 家庭教育ネットワーカーの派遣				
3 要保護児童対策地域協議会乳幼児部会				
4 「広報やいづ」による情報提供				
5 保健センター情報紙の発行				

具体的な取り組み		乳幼児期 (0～5歳)	学童期 (6～12歳)	思春期 (13～19歳)	再掲
(5) 子どもの健全育成					
1	焼津市教育研究会 生徒指導主事・主任研修会				
2	青少年教育相談センター広報啓発活動				
3	青少年ボランティア人材バンク				
4	チビッコ広場維持管理事業				
5	子ども創造の広場				
6	海の子・山の子交流教室				
7	焼津市少年の船				
8	環境基本計画推進事業				
9	子ども体験活動教室				
10	子ども会活動への支援				
11	伝統芸能や技術などの子ども体験教室				
12	ディスカバリーパーク焼津				
13	スポーツクラブ事業				
14	スポーツ教室				
15	スポーツ少年団				
16	総合型地域スポーツクラブ事業				
17	ニュースポーツ・フェスティバル				
18	市民トリム大会				
19	おはなし会、朗読会、子ども映画会、おはなしのへや				
20	絵本原画展、名作映画会、こどものつどい、こどもまつり				
21	読書推進				
22	児童センター事業				
23	地域における通学合宿				
24	放課後子ども教室				
25	ブックスタート事業				
(6) 世代間交流の充実					
1	世代間交流事業				
2	異年齢児交流等事業				
3	地域との交流事業				
4	総合型地域スポーツクラブ事業				再掲
(7) 子育て家庭の経済的負担の軽減					
1	子ども手当				
2	児童扶養手当				
3	就学援助事業要保護及び準要保護児童 生徒就学援助費・特別支援教育就学奨励費				
4	幼稚園就園奨励費補助金				
5	子ども医療費助成制度				
6	母子家庭等医療費助成事業				
7	母子福祉資金(県事業)				
8	母子家庭自立支援費給付事業				
9	奨学金貸付事業				
2 母性・父性と子どもの健康の確保及び増進					
(1) 子どもや母親、父親の健康の確保					
1	母子健康手帳交付				
2	妊婦健康診査(初回～14回目・超音波4回・血液検査)				
3	プレママ教室・パパママ教室				
4	各種健康診査事業				

具体的な取り組み		乳幼児期 (0～5歳)	学童期 (6～12歳)	思春期 (13～19歳)	再掲
5	各種相談事業				
6	各種予防接種事業				
7	乳児家庭全戸訪問・妊産婦乳幼児家庭訪問				
8	療育教室				
9	育児不安虐待予防教室				
10	幼児ことばの教室				
11	子育て教室				
12	育児講演会				
13	SIDS「乳幼児突然死症候群」予防啓発				
14	1歳6か月児フッ素塗布				
15	2歳児歯みがき教室				
16	歯の健康まつり				
17	歯科保健対策事業				
18	歯科保健指導者会連絡会				
19	各種健(検)診事業				
20	やいづ健康まつり				
21	健康づくりウォーキング事業				
22	保健センター情報紙の発行				再掲
23	「広報やいづ」による情報提供				再掲
24	教職員を対象とした心肺蘇生法訓練の実施				
(2) 食育の推進					
1	幼稚園、保育所での食育推進事業				
2	「食に関する指導」、「食育」の推進				
3	親子料理教室				
4	子育て教室				再掲
5	栄養相談・指導				
(3) 思春期保健対策の充実					
1	学校保健委員会				
2	薬学講座				
3	学校健康教育授業				
4	性教育				
5	禁煙啓発活動				
6	酒、たばこ、薬害等の相談				
7	青少年教育相談センター教育相談				再掲
8	心の教室相談員の配置				再掲
(4) 小児医療の充実					
1	初期救急医療対策事業				
2	公立病院2次救急医療対策事業				
3	志太榛原救急医療センター運営事業				
4	休日等歯科救急医療				
5	難病患者等短期入所事業				
6	災害時医療救護対策事業				
(5) 不妊治療対策の充実					
1	特定不妊治療費助成・不妊治療相談等				

具体的な取り組み		乳幼児期 (0～5歳)	学童期 (6～12歳)	思春期 (13～19歳)	再掲
3 子どもの心身が健やかに成長するための教育環境の整備					
(1) 次代の親の育成					
1	保育体験				
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備					
1	研究指定校				
2	ゲストティーチャー等外部人材の活用				
3	地域の人々に学ぶ会(学校によって名称は異なる)				
4	心の教室相談員の配置				再掲
5	スクールカウンセラー活用事業(県事業)				再掲
6	カウンセラーの派遣				
7	教育相談の時間の確保				
8	チャレンジスクール(適応指導教室)				
9	要保護児童対策地域協議会学齢児部会				
10	生徒指導対策委員会				
11	小学校1年生学級支援事業(県事業)				
12	静岡式35人学級編制(県事業)				
13	特別支援教育支援員等の配置				
14	中学校ALT(英語指導助手)の派遣				
15	小学校英語講師派遣事業				
16	学校公開				
17	学校体育館開放				
18	初任者研修会(県事業)				
19	10年研修会(県事業)				
20	研修主任研修会				
21	市教委学校訪問				
22	小中学校校舎・屋内運動場・耐震化事業				
(3) 家庭や地域の教育力の向上					
1	パパママ教室				再掲
2	P T A教育講演会				
3	子育て講演会				
4	家庭教育学級				
5	父親のための家庭教育出前講座				
6	焼津市親の会				
7	子ども会活動への支援				再掲
8	家庭教育ネットワークの派遣				再掲
9	子育てグループ				再掲
10	地域子育て支援センター				再掲
11	地域における通学合宿				再掲
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進					
1	生徒指導・補導活動				
2	青少年教育相談センター補導活動				
3	青少年教育相談センター環境浄化				
4 子育てを支援する生活環境の整備					
(1) 良質な住宅の充実					
1	特定優良賃貸住宅家賃対策補助事業				
2	勤労者住宅建設資金貸付事業				
3	シックハウス対策				

具体的な取り組み		乳幼児期 (0～5歳)	学童期 (6～12歳)	思春期 (13～19歳)	再掲
4	市営住宅建替事業（公営住宅ストック総合改善事業）				
(2) 良好な居住環境の確保					
1	住宅市街地総合整備事業				
(3) 安全な道路交通環境の整備					
1	通学路の確保・点検・見直し				
2	主要幹線道路改良事業				
3	交通安全施設整備事業				
4	西小川地区あんしん歩行エリア整備事業				
5	焼津駅北地区あんしん歩行エリア整備事業				
6	東益津教育施設等周辺交通環境整備事業				
7	大富教育施設等周辺交通環境整備事業				
8	1160号線歩道整備事業				
9	1585号線歩道整備事業				
10	0217号線歩道整備事業				
(4) 安心して外出できる環境の整備					
1	ベビーベッド、ベビーチェアの設置				
2	自主運行バス運営事業				
3	ユニバーサルデザインを採用した公共施設の建設				
4	焼津駅及び西焼津駅前広場移動円滑化整備				
(5) 魅力ある遊び場の確保					
1	子育てサポートルーム運営事業				再掲
2	ふれあいホール（親子ふれあい広場）の活用				再掲
3	身近な公園の整備				
4	親子ふれあいホール設置				再掲
5	児童センター事業				再掲
5 仕事と子育ての両立					
(1) 子育てしやすい就労環境の促進					
1	アドバイザー派遣事業				
2	広報・啓発・情報提供				
(2) 仕事と子育ての両立の推進					
1	広報・啓発・情報提供				再掲
2	通常保育事業				再掲
3	延長保育事業				再掲
4	一時預かり事業				再掲
5	病後児保育事業				再掲
6	ファミリー・サポート・センター事業				再掲
7	保育ママ事業				再掲
8	放課後児童クラブ				再掲
9	心身障害児放課後対策事業「障害児放課後児童クラブ」				
10	預かり保育事業				再掲
11	幼稚園預かり保育事業の検討				再掲

具体的な取り組み		乳幼児期 (0～5歳)	学童期 (6～12歳)	思春期 (13～19歳)	再掲
(3) 再就職支援の充実					
1	スキルアップ事業				
2	情報提供事業				
3	相談事業				
(4) 男女共同参画の推進					
1	父親のための家庭教育出前講座				再掲
2	男女共同参画の啓発				
3	男女共同参画推進市民会議				
6 子どもの安全の確保					
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進					
1	交通安全教室				
2	交通安全啓発事業 幼児対策事業				
3	交通安全啓発事業 園児対策事業				
4	交通安全啓発事業 小学生対策事業				
5	交通安全啓発事業 中学生対策事業				
6	交通安全啓発事業 高校生対策事業				
(2) 子どもを災害や犯罪等の被害から守るための活動の推進					
1	防犯活動の推進				
2	地区安全会議				
3	各学校の不審者対応によるマニュアル作成及び研修の推進				
4	各学校の地震に関わる新情報体系による防災マニュアルの作成				
5	避難訓練・不審者対策想定訓練				
6	防災に関わる地域と学校の連携を図るための地域防災連絡会議(県事業)				
7	幼年消防クラブ				
8	少年消防夏季教室				
9	公園の管理・運営体制の充実				
10	家庭児童相談事業				再掲
11	スクールカウンセラー活用事業(県事業)				再掲
12	心の教室相談員の配置				再掲
13	カウンセラーの派遣				再掲
14	子育て教室				再掲
15	乳児家庭全戸訪問				
16	小中学校校舎・屋内運動場・耐震化事業				再掲
17	防犯灯の設置促進				
18	各学校区での子ども見守り隊活動の推進				
7 特別な援助が必要な家庭の支援					
(1) 児童虐待防止対策の充実					
1	学校における虐待防止の手引きの活用				
2	要保護児童対策地域協議会学齢児部会				再掲
3	要保護児童対策地域協議会				
4	育児不安虐待予防教室				再掲
5	要保護児童対策地域協議会乳幼児部会				再掲
6	乳幼児健診・相談				
7	各健診・相談の未健診児対策事業				

具体的な取り組み		乳幼児期 (0~5歳)	学童期 (6~12歳)	思春期 (13~19歳)	再掲
(2) ひとり親家庭や特別な援助が必要な家庭の自立支援の推進					
1	就学援助事業要保護及び準要保護児童 生徒就学援助費・特別支援教育就学奨励費				再掲
2	幼稚園就園奨励費補助金				再掲
3	児童扶養手当				再掲
4	母子家庭等医療費助成事業				再掲
5	母子福祉資金(県事業)				再掲
6	母子家庭自立支援費給付事業				再掲
7	奨学金貸付事業				再掲
(3) 障害児施策の充実					
1	就学指導委員会				
2	就学相談				
3	巡回相談				
4	特別支援教育研修会				
5	特別児童扶養手当(県事業)				
6	障害児福祉手当給付				
7	重度心身障害児医療費助成(特児・知的・身障児童)				
8	心身障害児援護事業				
9	心身障害児放課後対策事業「障害児放課後児童クラブ」				再掲
10	身体障害者手帳、療育手帳交付(県事業)				
11	点字講習会				
12	手話講習会				
13	手話通訳者の派遣				
14	補装具・日常生活用具給付事業				
15	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業				

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の周知

次世代育成支援計画の実施にあたっては、子ども自身やその保護者、地域、関係団体、企業、行政などのあらゆる主体の理解と協力が欠かせません。

多くのみなさんの主体的かつ積極的な取り組みを促進するために、市ホームページへの掲載、「広報やいづ」による情報提供、概要版の作成・配布などにより、この計画の周知に努めます。

2 計画の着実な推進

(1) 庁内推進体制

次世代育成支援に関する施策は、従来の「児童福祉」の範囲にとどまらず、教育、保健、都市計画、産業経済など庁内の様々な部署にまたがっています。

本計画を着実に推進していくために、関係部署の連携により、既存の個別計画とも十分な整合を図りながら、全庁をあげて集中的・計画的な取り組みを進めていきます。

(2) 進行管理

本計画に基づく事業を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、定期的な進行管理を行います。

進行管理にあたっては、次項に掲げる数値目標を中心に、事業の進捗状況を点検するとともに、行政評価の手法などにより成果主義に立った事業の見直しを行い、市民ニーズに適切かつ柔軟に対応していきます。

そして、事業の実施状況等の情報を「広報やいづ」や市ホームページへ掲載するなど市民に分かりやすく公表するとともに、市民の意見等を聴取し、その後の対応や見直しを検討します。

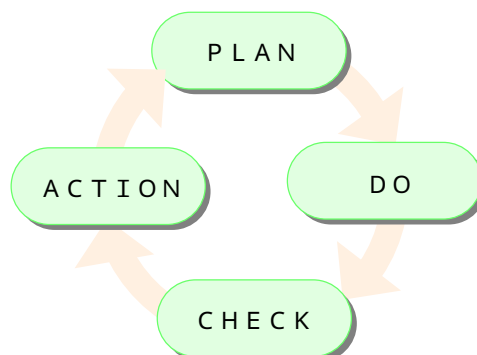
また、市民ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に適確かつ柔軟に対応するためにも、この計画の進捗管理は、「P D C Aサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

P = P L A N (プラン)(具体的な施策など)

D = D O (ドゥ)(実行)

C = C H E C K (チェック)(点検・評価)

A = A C T I O N (アクション)(見直し)

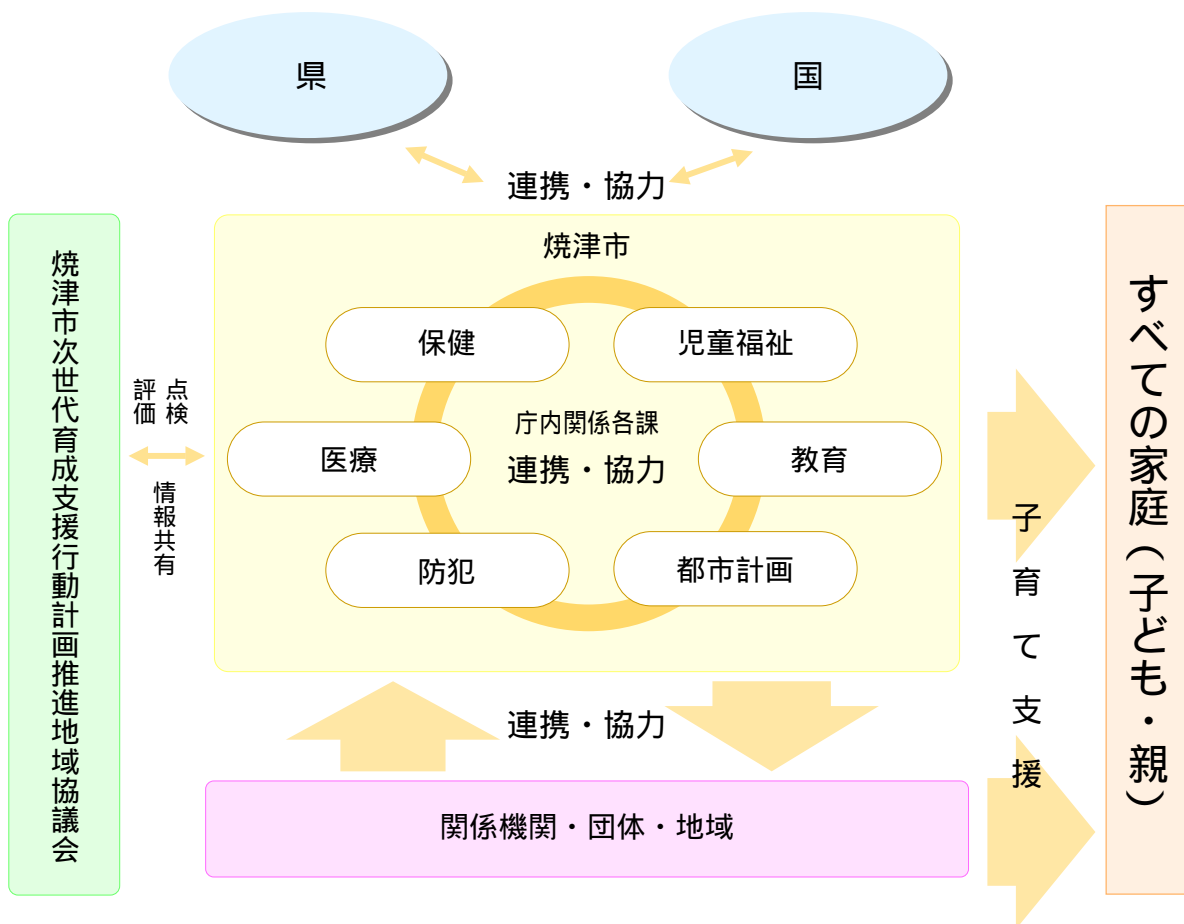


このサイクルは、個々の事業ごとにP D C Aと回り、再度、見直し後のPにもどり、具体的事業の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

なお、P D C Aサイクルの適用は、基本的には具体的指標を設定している特定事業としていますが、必要に応じてこれら以外の事業についても評価を行うものとし、計画（事業）を進捗管理しながら施策の全体の改善および向上へとつなげていきます。

毎年1回、計画に基づく措置の実施状況について点検し、結果を市民に公表するものとし、「広報やいづ」やホームページへの掲載などにより市民への周知を図ります。

図 計画推進のイメージ



3 数値目標

本計画期間中の数値目標は以下のとおりです。

これは、保育系サービスを中心に、事業の進捗状況を評価、点検するために掲げたものです。

事業名		項目	現状 (平成21年10月1日現在)	目標 (平成26年)
通常保育事業		定員数	1,460人	1,560人
		児童数	1,526人	1,650人
延長保育事業		箇所数	13か所	13か所
		1日当たり児童数	91人	167人
乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育)(施設型)		箇所数	2か所	3か所
		1日当たり児童数	4人	6人
放課後児童健全育成事業		箇所数	14か所	18か所
		児童数	674人	750人
地域子育て支援 拠点事業	つどいの広場事業	箇所数	1か所	1か所
	センター型	箇所数	6か所	6か所
一時預かり事業		箇所数	10か所	13か所
		1日当たり児童数	15人	18人
ファミリー・サポート・センター事業		箇所数	1か所	1か所

- ・ **通常保育事業**：家庭で子どもの保育にあたるものが、労働・疾病・看護などの理由により保育できない場合に、その子どもを保育所において保育する事業です。
- ・ **延長保育事業**：保育所の通常の開所時間外の保育ニーズに対応する事業です。
- ・ **乳幼児健康支援一時預かり事業**：病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。
- ・ **放課後児童健全育成事業**：保護者が就労している家庭などの子どもで、小学校低学年の子どもを中心に、放課後において、遊びや生活の場を確保して健全な育成を図る事業です。
- ・ **地域子育て支援拠点事業**：子育ての不安感などを緩和し、子どもが健やかに育つように、子育て家庭の交流の場の提供や、子育てに関する講座の開催、育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等への支援を行う事業です。
- ・ **一時預かり事業**：保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れ等の理由により、子どもの保育が困難になったときに、一時的に子どもを預かる事業です。
- ・ **ファミリー・サポート・センター事業**：子育てを助けてほしい人の要望に応じて、子育ての手伝いができる人を紹介し、一時的に子どもを預かる事業です。